

資料編

I 計画策定の取組

1 計画策定の経過

実施日	内容
平成25年7月10日	第1回苫小牧市障害者計画・障害福祉計画検討懇話会
8月6日	(H25)第1回苫小牧市福祉のまちづくり推進会議
8月15日 (～8月30日)	苫小牧市福祉のまちづくり推進計画及び苫小牧市障がい者計画策定のための市民アンケートの実施 【有効回答数：783／回答率：35.6%】
10月9日	第2回苫小牧市障害者計画・障害福祉計画検討懇話会
11月8日	(H25)第2回苫小牧市福祉のまちづくり推進会議
11月27日	苫小牧市福祉のまちづくり推進計画・苫小牧市障害者計画の改定に係る当事者団体インタビュー 【参加団体数：7団体】
11月29日	第3回苫小牧市障害者計画・障害福祉計画検討懇話会
12月13日	(H25)第3回苫小牧市福祉のまちづくり推進会議
12月30日 (～平成26年1月28日)	第2期苫小牧市福祉のまちづくり推進計画及び第3期苫小牧市障がい者計画（素案）に係るパブリックコメントの実施 【提出意見：なし】
平成26年2月4日	(H25)第4回苫小牧市福祉のまちづくり推進会議
2月5日	第4回苫小牧市障害者計画・障害福祉計画検討懇話会
2月12日	苫小牧市障害者計画・障害福祉計画検討懇話会による意見書提出

2 苫小牧市福祉のまちづくり推進会議

(1) 関係条例・規則

○苫小牧市福祉のまちづくり条例（平成14年条例第10号）抄

（福祉のまちづくり推進会議）

第29条 市長の附属機関として、苫小牧市福祉のまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、市長の諮問に応じ、推進計画の策定及び変更並びに福祉のまちづくりに関する基本的事項について調査審議するほか、福祉のまちづくりに関し、市長に意見を述べることができる。

3 推進会議は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、福祉のまちづくりに関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○苫小牧市福祉のまちづくり推進会議規則（平成14年規則第23号）

（趣旨）

第1条 この規則は、苫小牧市福祉のまちづくり条例（平成14年条例第10号）第29条第7項の規定に基づき、苫小牧市福祉のまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（議長及び副議長）

第2条 推進会議に議長及び副議長を置き、委員の互選により定める。

2 議長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

（部会）

第3条 推進会議は、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、議長の指名する委員をもって構成する。

3 部会に部会長を置き、議長の指名する委員をもって充てる。

（会議）

第4条 推進会議の会議は、議長が招集する。

2 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、委員の過半数をもって決する。

4 前3項の規定は、部会の会議について準用する。

（意見等の聴取等）

第5条 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が推進会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

（2）委員名簿

（平成26年2月10日現在）

氏 名	団 体 等
浦 本 隆 夫	苫小牧身体障害者福祉連合会
江 尾 清	苫小牧身体障害者福祉連合会
荻 野 雅 治	苫小牧地域精神障害者社会復帰施設協議会
川 村 栄	苫小牧市法人保育園協議会
國 本 京 子	社会福祉法人 苫小牧市社会福祉協議会
小 林 裕 子	（公募委員）
◎ 下 夕 村 光 弘	独立行政法人国立高等専門学校機構 苫小牧工業高等専門学校
○ 鈴 木 健 司	社会福祉法人 緑星の里
曾 田 昇	苫小牧市社会福祉施設連絡協議会
高 橋 信 清	苫小牧市老人クラブ連合会
伴 辺 久 子	苫小牧市ボランティア連絡協議会
林 英 二	苫小牧市中心身障害者福祉センター
平 舘 正 彦	北海道私立幼稚園協会 苫小牧・日高支部苫小牧部会
松 本 賢 二	（公募委員）

◎：議長 ○：副議長（敬称略、五十音順）

3 苫小牧市障害者計画・障害福祉計画検討懇話会

(1) 設置要綱

○苫小牧市障害者計画・障害福祉計画検討懇話会設置要綱

(設置)

第1条 本市において障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画を策定するに当たり、広く市民から意見を聴き、計画に反映させるため、苫小牧市障害者計画・障害福祉計画検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 障害者計画及び障害福祉計画の策定に関する事項
- (2) その他障害者福祉に関し必要な事項

(組織)

第3条 懇話会の委員は20人以内とし、苫小牧市地域自立支援協議会設置要綱第1条に規定する苫小牧市地域自立支援協議会の委員及び市民のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、計画策定の日をもって満了とする。
- 3 委員に欠員が生じた場合は、その都度委員長に協議するものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 懇話会に委員長及び副委員長を置くものとし、委員の互選により決定する。

- 2 委員長は、懇話会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、委員長が懇話会に諮って決める。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から実施する。 (最終改正：平成25年6月1日)

(2) 委員名簿

(平成26年2月10日現在)

氏 名	団 体 等
大 谷 結香子	北海道自閉症協会 苫小牧分会
小 川 美栄子	(公募委員)
加 藤 善 富	北海道労働局 苫小牧公共職業安定所
熊 谷 幸 恵	苫小牧精神障害者地域家族会すぎな会
○ 齊 藤 フミ子	NPO法人 苫小牧市手をつなぐ育成会
佐 藤 嗣有子	NPO法人 苫小牧精神障害者社会復帰支援協会もなみ会
鈴 木 敏 昭	社会福祉法人 緑星の里 指定相談支援センターサポート
丹 野 靖 彦	苫小牧市教育委員会 学校教育部指導室

◎ 中 田 英 輝	社会福祉法人 せらび 苫小牧地域生活支援センター
沼 山 文 久	社会福祉法人 緑星の里 やまぶき
林 英 二	苫小牧市保健福祉部 心身障害者福祉センター
肥 高 昌 子	医療法人社団 玄洋会 道央佐藤病院
平 林 初 枝	希勇心7H
福 原 裕	苫小牧心身障害者職親会
横 山 武 三	苫小牧身体障害者福祉連合会

◎：委員長 ○：副委員長（敬称略、五十音順）

（３）意見書

平成26年 2 月 1 2 日

苫小牧市長 岩 倉 博 文 様

苫小牧市障害者計画・障害福祉計画検討懇話会
委員長 中 田 英 輝

苫小牧市障害者計画の改定に係る意見について

苫小牧市障害者計画の改定案について、当懇話会ではおおむね適切であるものと考えます。なお、障がい者施策の更なる推進のため、改定後の計画に基づく個別施策の取組に当たっては、下記の事項に留意されますよう意見として申し添えます。

記

（１）情報共有に関する事項

- ア 地域の見守りを担う民生委員をはじめとして、より多くの人に障がい特性を知ってもらうよう、障がいについて理解を深める啓もう活動の、一層の展開を図ること。
- イ 教育の場等においても、障がいのある子とない子が交流する機会を更に増やすことで、障がいを理解し、受容する市民の層の拡大に努めること。

（２）教育・就労に関する事項

- ア 障がいのある子が市内で教育を受けられる環境を検討すること。
- イ 特別支援学校等の教育機関と連携して、障がい者施策を進めること。
- ウ 多様な就労形態を通じて、障がい者の就労機会の確保に努めること。
- エ ジョブコーチ等の充実や、企業が障がい者を受け入れるために必要な研修等の実施など、就労支援の環境整備に努めること。

（３）生活支援に関する事項

- ア 発達障がいを含め、様々な障がい特性を踏まえた助言、生活支援等が行われるよう、相談支援体制やサービス提供体制の一層の充実に努めること。
- イ 居住の場や日中活動の場の整備に努め、障がい者の地域定着に係る支援の充実に努めること。

（４）その他の留意事項

- 災害発生時における障がい者の避難手順をあらかじめ周知するなど、より緊急時の対応が難しい障がい者に対する支援のあり方について検討すること。

4 苫小牧市福祉のまちづくり庁内連絡会議（設置要綱）

○苫小牧市福祉のまちづくり庁内連絡会議設置要綱

（設置）

第1条 本市における福祉のまちづくりに関する施策を推進し、及びその状況の把握を通じて庁内における連携体制を構築するため、苫小牧市福祉のまちづくり庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 連絡会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

（1）次に掲げる計画の進捗状況の把握及び点検を行い、並びに関連施策の推進について協議すること。

ア 本市が策定する障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画

イ 苫小牧市福祉のまちづくり条例（平成14年条例第10号）第7条第1項の規定により策定する計画

（2）前号に掲げる計画及び苫小牧市福祉のまちづくり条例の見直しに関し、必要な検討を加えること。

（組織）

第3条 連絡会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

2 議長は、保健福祉部社会福祉課長の職にある者をもって充てる。

3 副議長は、保健福祉部社会福祉課障害福祉係長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、前条第1号に掲げる計画の関連施策を担当する部署の長が指定する者をもって充てる。

5 議長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者のほか、連絡会議に、所掌事項に関係する者を委員に加えることができる。

（会議）

第4条 連絡会議の会議は、必要に応じて議長が招集する。

2 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第5条 連絡会議の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則（抄）

1 この要綱は、平成25年7月23日から施行する。

5 当事者団体インタビュー・参加団体一覧

1	苫小牧身体障害者福祉連合会
2	NPO法人 苫小牧市手をつなぐ育成会
3	NPO法人 苫小牧精神障害者社会復帰支援協会もなみ会
4	苫小牧精神障害者地域家族会すぎな会
5	まゆだまの会
6	北海道自閉症協会 苫小牧分会
7	苫小牧社会福祉施設連絡協議会

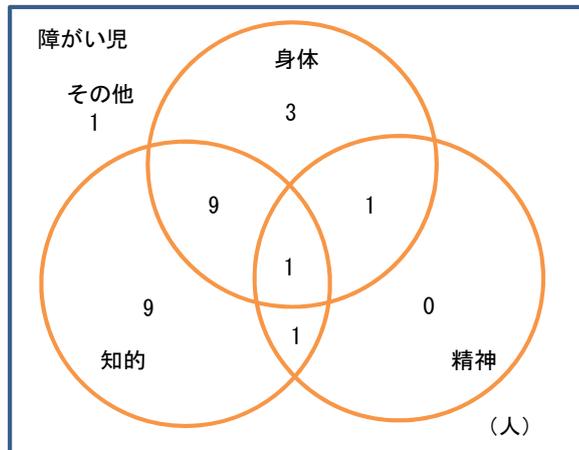
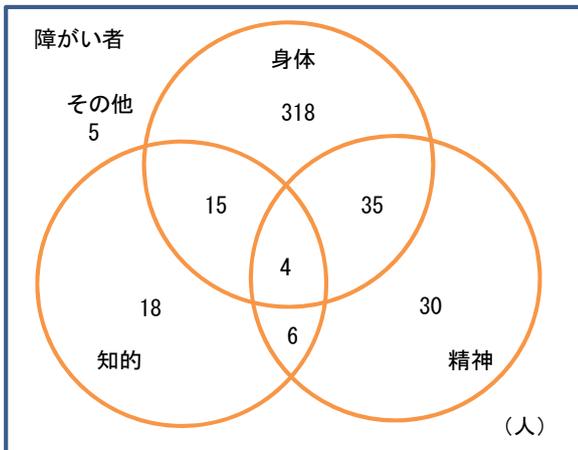
Ⅱ アンケート調査結果

この計画を策定するにあたって、平成25年8月に実施した「苫小牧市福祉のまちづくり推進計画及び苫小牧市障がい者計画策定のためのアンケート調査」の結果から明らかになった障がい者、障がい児、20歳以上の市民の意識や意向等は次のとおりです。

1 対象者概要

対象	配布数	回収数	回収率	有効回答者数	有効回答率
障がい者	900	400	44.4%	431	47.9%
身体障がい				372 (54)	
知的障がい				43 (25)	
精神障がい				75 (45)	
障がい児	100	27	27.0%	25	25.0%
身体障がい				14 (11)	
知的障がい				20 (11)	
精神障がい				3 (3)	
一般市民 (20歳以上)	1,200	387	32.3%	327	27.3%
合計	2,200	814	37.0%	783	35.6%

() 内はほかの障がいと重複している人数

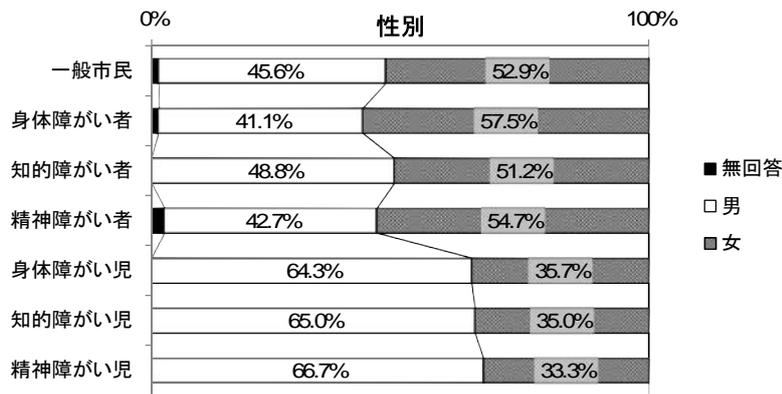


2 回答者属性

(1) 性別 (基本項目1)

	無回答	男	女	合計
一般市民	5 1.5%	149 45.6%	173 52.9%	327
身体障がい者	5 1.4%	153 41.1%	214 57.5%	372
知的障がい者	0 0.0%	21 48.8%	22 51.2%	43
精神障がい者	2 2.6%	32 42.7%	41 54.7%	75
身体障がい児	0 0.0%	9 64.3%	5 35.7%	14
知的障がい児	0 0.0%	13 65.0%	7 35.0%	20
精神障がい児	0 0.0%	2 66.7%	1 33.3%	3

上段 (人) 以下の表にて同様

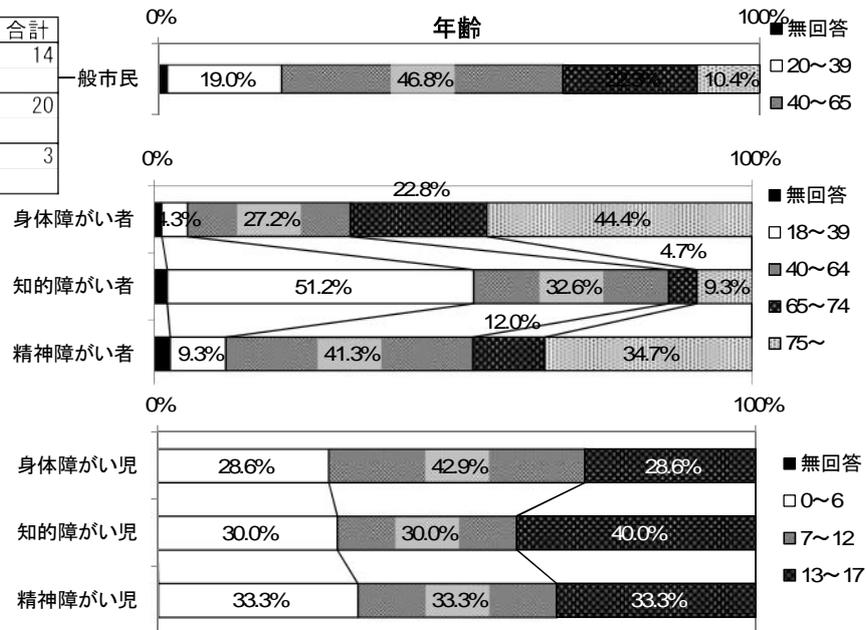


(2) 年齢 (基本項目 2)

	無回答	20~39	40~65	66~75	75~	合計
一般市民	5	62	153	73	34	327
	1.5%	19.0%	46.8%	22.3%	10.4%	

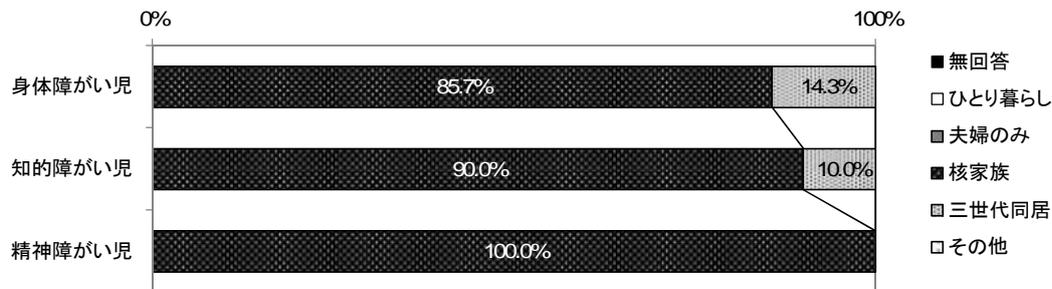
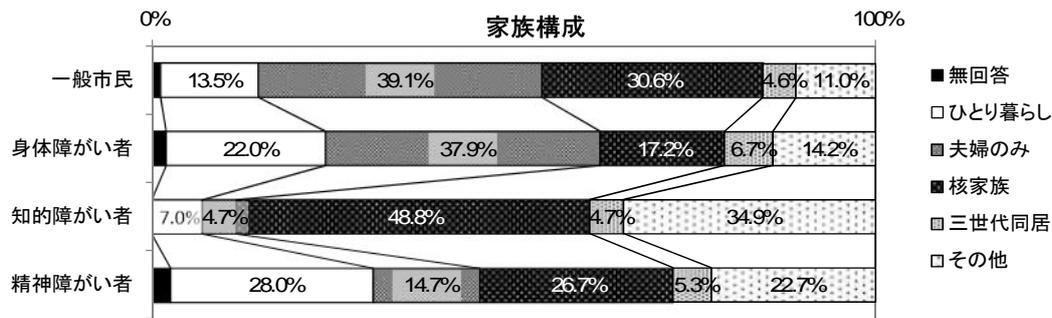
	無回答	18~39	40~64	65~74	75~	合計
身体障がい者	5	16	101	85	165	372
	1.3%	4.3%	27.2%	22.8%	44.4%	
知的障がい者	1	22	14	2	4	43
	2.2%	51.2%	32.6%	4.7%	9.3%	
精神障がい者	2	7	31	9	26	75
	2.7%	9.3%	41.3%	12.0%	34.7%	

	無回答	0~6	7~12	13~17	合計
一般市民	0	4	6	4	14
	0.0%	28.6%	42.9%	28.6%	
身体障がい児	0	6	6	8	20
	0.0%	30.0%	30.0%	40.0%	
知的障がい児	0	1	1	1	3
	0.1%	33.3%	33.3%	33.3%	



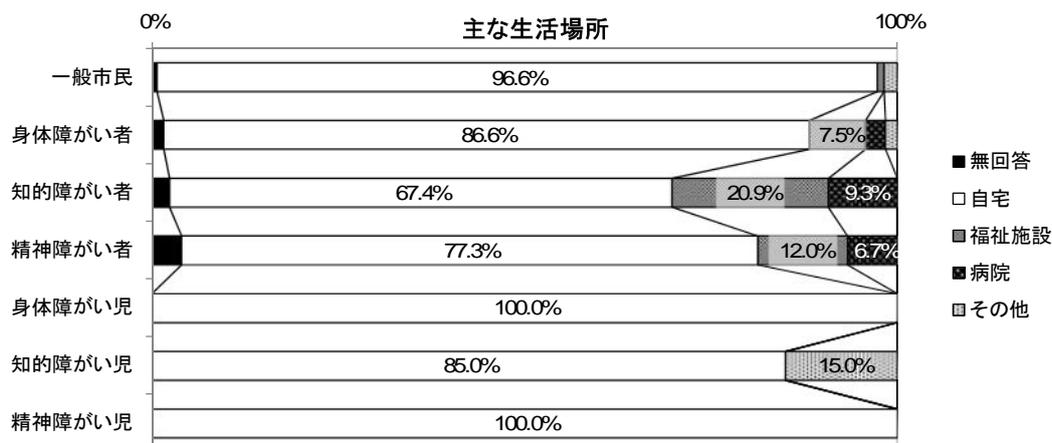
(3) 家族構成 (基本項目 3)

	無回答	ひとり暮らし	夫婦のみ	核家族	三世代同居	その他	合計
一般市民	4	44	128	100	15	36	327
	1.2%	13.5%	39.1%	30.6%	4.6%	11.0%	
身体障がい者	7	82	141	64	25	53	372
	2.0%	22.0%	37.9%	17.2%	6.7%	14.2%	
知的障がい者	0	3	2	21	2	15	43
	0.0%	7.0%	4.7%	48.8%	4.7%	34.9%	
精神障がい者	2	21	11	20	4	17	75
	2.6%	28.0%	14.7%	26.7%	5.3%	22.7%	
身体障がい児	0	0	0	12	2	0	14
	0.0%	0.0%	0.0%	85.7%	14.3%	0.0%	
知的障がい児	0	0	0	18	2	0	20
	0.0%	0.0%	0.0%	90.0%	10.0%	0.0%	
精神障がい児	0	0	0	3	0	0	3
	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	



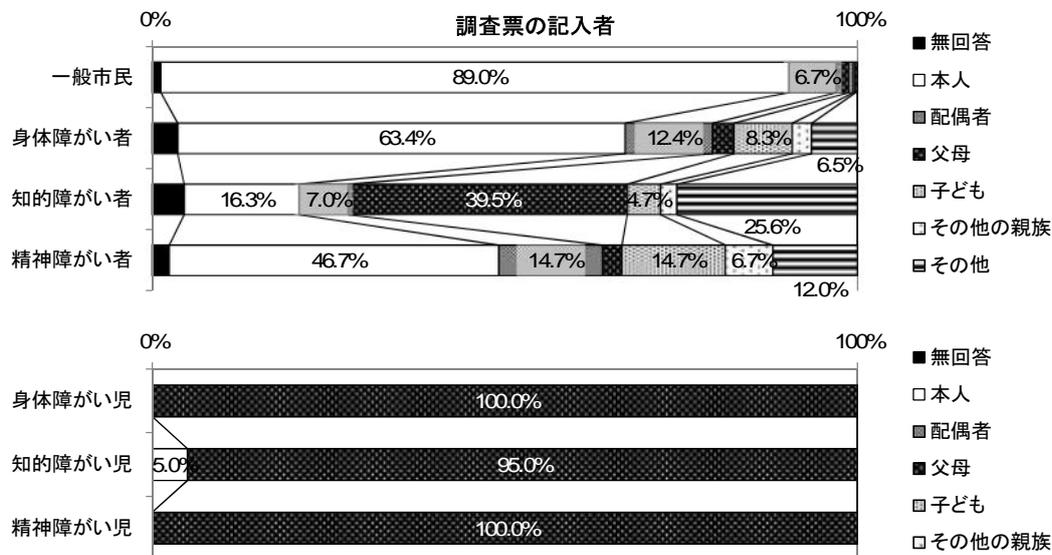
(4) 主な生活場所 (基本項目4)

	無回答	自宅	福祉施設	病院	その他	合計
一般市民	2 0.7%	316 96.6%	3 0.9%	0 0.0%	6 1.8%	327
身体障がい者	6 1.6%	322 86.6%	28 7.5%	10 2.7%	6 1.6%	372
知的障がい者	1 2.4%	29 67.4%	9 20.9%	4 9.3%	0 0.0%	43
精神障がい者	3 4.0%	58 77.3%	9 12.0%	5 6.7%	0 0.0%	75
身体障がい児	0 0.0%	14 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	14
知的障がい児	0 0.0%	17 85.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 15.0%	20
精神障がい児	0 0.0%	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3



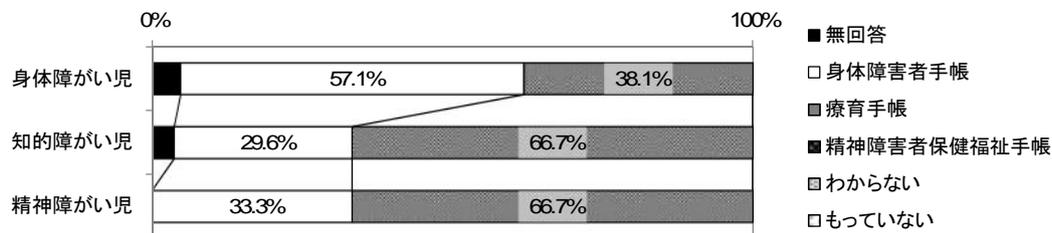
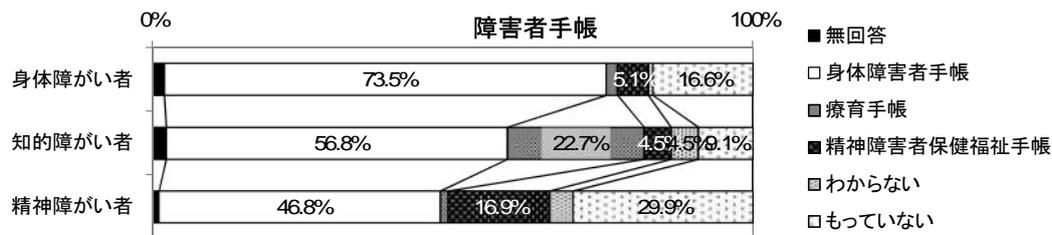
(5) 調査票の記入者 (基本項目5)

	無回答	本人	配偶者	父母	子ども	その他の親族	その他	合計
一般市民	4 1.3%	291 89.0%	22 6.7%	6 1.8%	2 0.6%	1 0.3%	1 0.3%	327
身体障がい者	14 3.7%	236 63.4%	46 12.4%	11 3.0%	31 8.3%	10 2.7%	24 6.5%	372
知的障がい者	2 4.6%	7 16.3%	3 7.0%	17 39.5%	2 4.7%	1 2.3%	11 25.6%	43
精神障がい者	2 2.5%	35 46.7%	11 14.7%	2 2.7%	11 14.7%	5 6.7%	9 12.0%	75
身体障がい児	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	14 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	14
知的障がい児	0 0.0%	1 5.0%	0 0.0%	19 95.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	20
精神障がい児	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3



(6) 障害者手帳 (基本項目6)

	無回答	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者福祉手帳	わからない	もっていない	合計
身体障がい者	8 2.1%	275 73.5%	7 1.9%	19 5.1%	3 0.8%	62 16.6%	374
知的障がい者	1 2.4%	25 56.8%	10 22.7%	2 4.5%	2 4.5%	4 9.1%	44
精神障がい者	1 1.2%	36 46.8%	1 1.3%	13 16.9%	3 3.9%	23 29.9%	77
身体障がい児	1 4.8%	12 57.1%	8 38.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	21
知的障がい児	1 3.7%	8 29.6%	18 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	27
精神障がい児	0 0.0%	1 33.3%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3

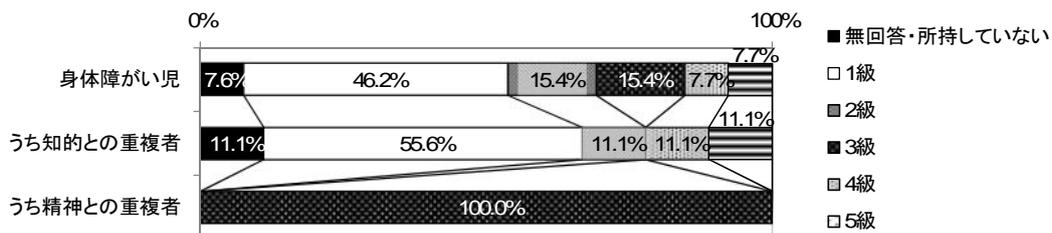
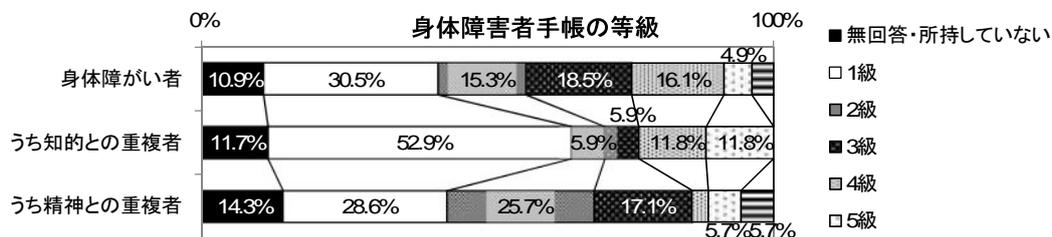


(7) 障がいの程度 (基本項目7)

● 身体障害者手帳の等級

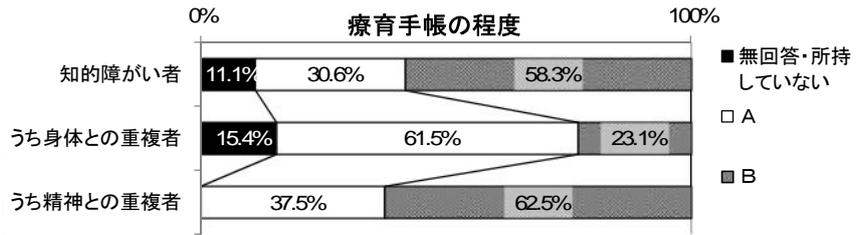
	無回答・所持していない	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
身体障がい者	40 10.9%	112 30.5%	56 15.3%	68 18.5%	59 16.1%	18 4.9%	14 3.8%	367
うち知的との重複者	2 11.7%	9 52.9%	1 5.9%	1 5.9%	2 11.8%	2 11.8%	0 0.0%	17
うち精神との重複者	5 14.3%	10 28.6%	9 25.7%	6 17.1%	1 2.9%	2 5.7%	2 5.7%	35

	無回答・所持していない	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
身体障がい児	1 7.6%	6 46.2%	2 15.4%	2 15.4%	1 7.7%	0 0.0%	1 7.7%	13
うち知的との重複者	1 11.1%	5 55.6%	1 11.1%	0 0.0%	1 11.1%	0 0.0%	1 11.1%	9
うち精神との重複者	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1

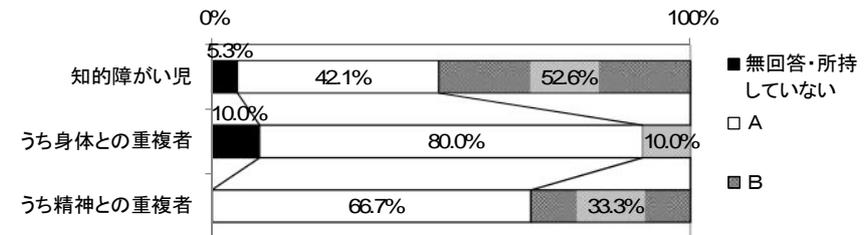


●療育手帳の程度

	無回答・所持していない	A	B	合計
知的障がい者	4 11.1%	11 30.6%	21 58.3%	36
うち身体との重複者	2 15.4%	8 61.5%	3 23.1%	13
うち精神との重複者	0 0.0%	3 37.5%	5 62.5%	8

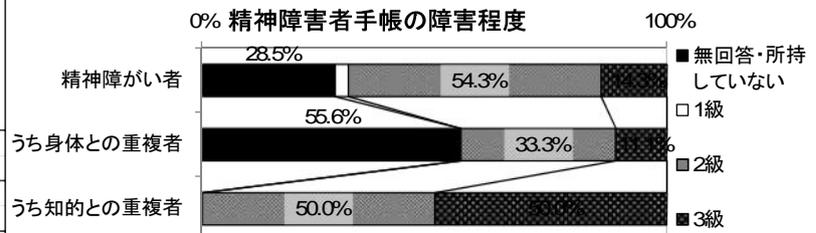


	無回答・所持していない	A	B	合計
知的障がい児	1 5.3%	8 42.1%	10 52.6%	19
うち身体との重複者	1 10.0%	8 80.0%	1 10.0%	10
うち精神との重複者	0 0.0%	2 66.7%	1 33.3%	3



●精神障害者手帳の等級

	無回答・所持していない	1級	2級	3級	合計
精神障がい者	10 28.5%	1 2.9%	19 54.3%	5 14.3%	35
うち身体との重複者	5 55.6%	0 0.0%	3 33.3%	1 11.1%	9
うち知的との重複者	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	1 50.0%	2



	無回答・所持していない	1級	2級	3級	合計
精神障がい児	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0
うち身体との重複者	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0
うち知的との重複者	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0

※障がい児については、回答者の中で精神障害者手帳を所持しているものは0人であった。

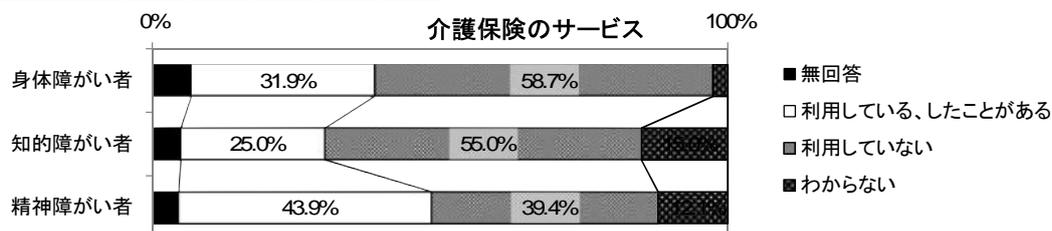
(8) 介護保険のサービス (基本項目8)

	無回答	利用している、したことがある	利用していない	わからない	合計
身体障がい者	24 6.8%	112 31.9%	206 58.7%	9 2.6%	351
知的障がい者	1 5.0%	5 25.0%	11 55.0%	3 15.0%	20
精神障がい者	3 4.6%	29 43.9%	26 39.4%	8 12.1%	66

年代別にみた介護保険サービスの利用

年代	無回答	利用している、したことがある	利用していない	わからない
40代	1	3	22	4
50代	6	6	48	0
60代	2	6	33	4
70代	7	40	71	3
80代	4	46	31	3
90代	2	7	3	0

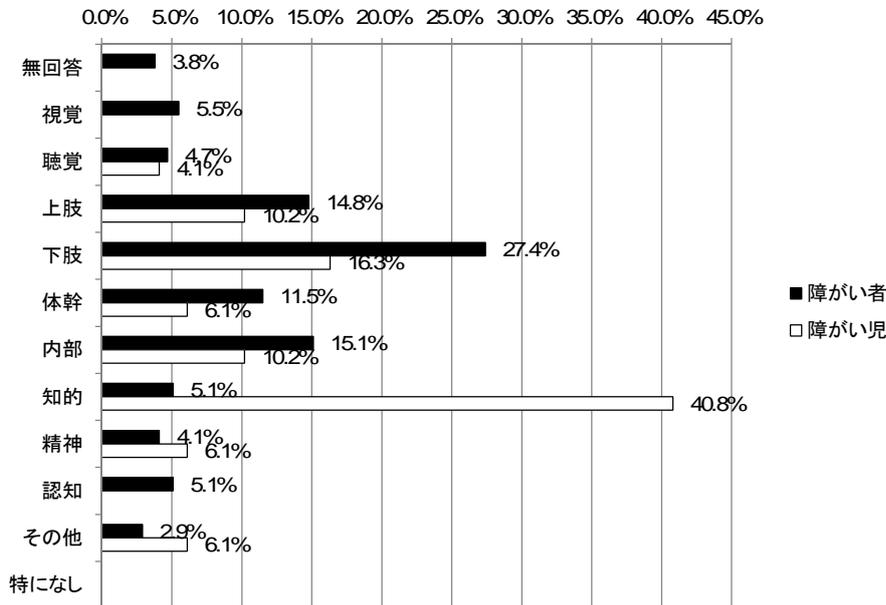
(人)



(9) 障がいの種類 (基本項目9)

	無回答	視覚	聴覚	上肢	下肢	体幹	内部	知的	精神	認知	その他	特になし	合計
障がい者	31 3.8%	43 5.5%	37 4.7%	116 14.8%	215 27.4%	90 11.5%	119 15.1%	40 5.1%	32 4.1%	40 5.1%	23 2.9%	0 0.0%	786
障がい児	0 0.0%	0 0.0%	2 4.1%	5 10.2%	8 16.3%	3 6.1%	5 10.2%	20 40.8%	3 6.1%	0 0.0%	3 6.1%	0 0.0%	49

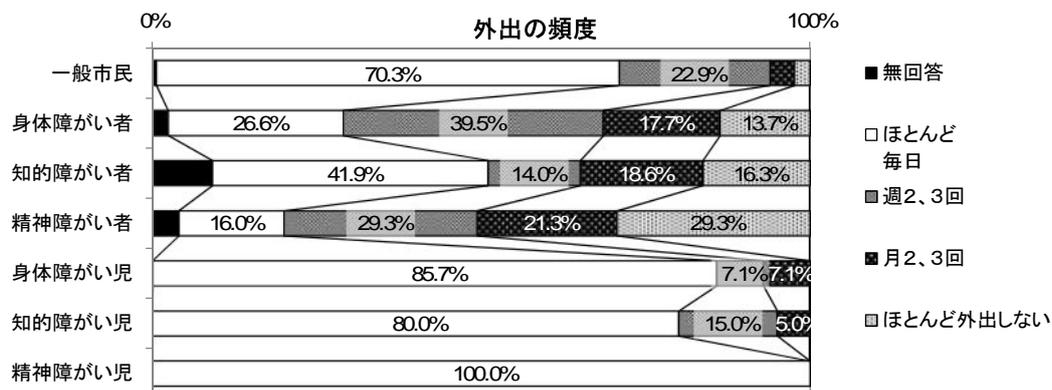
障がいの種類



3 設問に対する回答

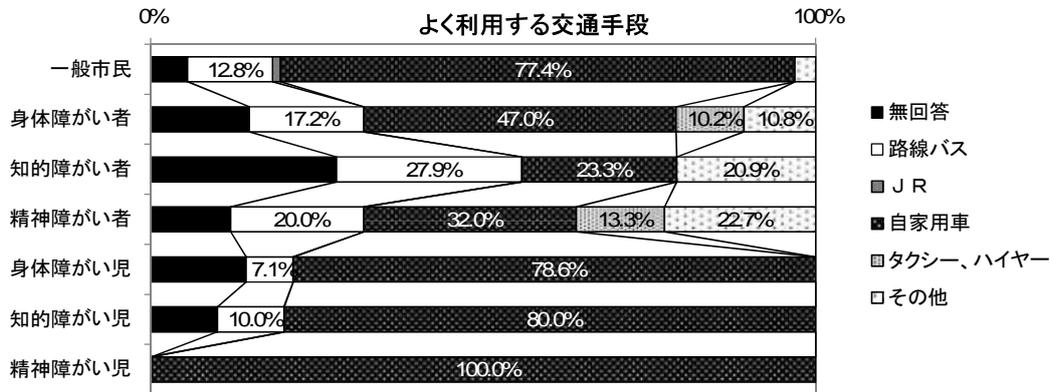
(問1) あなたは、どのくらい外出しますか。

	無回答	ほとんど毎日	週2、3回	月2、3回	ほとんど外出しない	合計
一般市民	2 0.7%	230 70.3%	75 22.9%	12 3.7%	8 2.4%	327
身体障がい者	9 2.5%	99 26.6%	147 39.5%	66 17.7%	51 13.7%	372
知的障がい者	4 9.2%	18 41.9%	6 14.0%	8 18.6%	7 16.3%	43
精神障がい者	3 4.1%	12 16.0%	22 29.3%	16 21.3%	22 29.3%	75
身体障がい児	0 0.1%	12 85.7%	1 7.1%	1 7.1%	0 0.0%	14
知的障がい児	0 0.0%	16 80.0%	3 15.0%	1 5.0%	0 0.0%	20
精神障がい児	0 0.0%	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3



(問2) 日常よく利用する交通手段は次のどれですか。

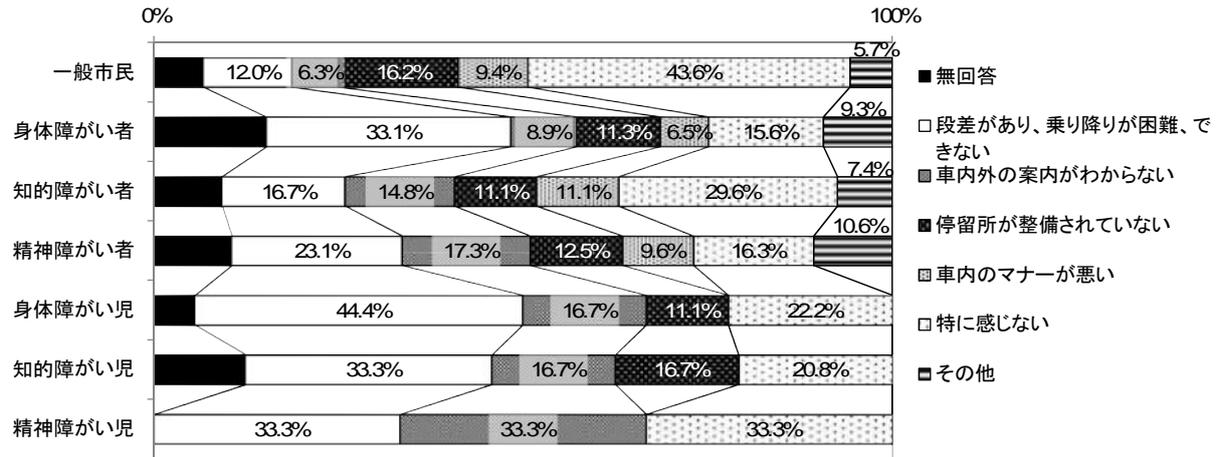
	無回答	路線バス	J R	自家用車	タクシー、ハイヤー	その他	合計
一般市民	18 5.5%	42 12.8%	4 1.2%	253 77.4%	0 0.0%	10 3.1%	327
身体障がい者	55 14.8%	64 17.2%	0 0.0%	175 47.0%	38 10.2%	40 10.8%	372
知的障がい者	12 27.9%	12 27.9%	0 0.0%	10 23.3%	0 0.0%	9 20.9%	43
精神障がい者	9 12.0%	15 20.0%	0 0.0%	24 32.0%	10 13.3%	17 22.7%	75
身体障がい児	2 14.3%	1 7.1%	0 0.0%	11 78.6%	0 0.0%	0 0.0%	14
知的障がい児	2 10.0%	2 10.0%	0 0.0%	16 80.0%	0 0.0%	0 0.0%	20
精神障がい児	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	3



(問3) バスや電車を利用する時で障壁(バリア)を感じますか。該当するものすべてに○をつけてください。(利用しない関係なくお答えください)

	無回答	り段が差が困難、できな降	車内外の案内がわか	停留所がい整備されて	車内のマナーが悪い	特に感じない	その他	合計
一般市民	26 6.8%	46 12.0%	24 6.3%	62 16.2%	36 9.4%	167 43.6%	22 5.7%	383
身体障がい者	71 15.3%	153 33.1%	41 8.9%	52 11.3%	30 6.5%	72 15.6%	43 9.3%	462
知的障がい者	5 9.3%	9 16.7%	8 14.8%	6 11.1%	6 11.1%	16 29.6%	4 7.4%	54
精神障がい者	11 10.6%	24 23.1%	18 17.3%	13 12.5%	10 9.6%	17 16.3%	11 10.6%	104
身体障がい児	1 5.6%	8 44.4%	3 16.7%	2 11.1%	0 0.0%	4 22.2%	0 0.0%	18
知的障がい児	3 12.5%	8 33.3%	4 16.7%	4 16.7%	0 0.0%	5 20.8%	0 0.0%	24
精神障がい児	0 0.1%	1 33.3%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	3

バスや電車での障壁(バリア)



(問4) 市内の公共的施設で優先的にバリアフリー化が必要だと思う施設はどこですか。

(優先度の高いものを3つに○)

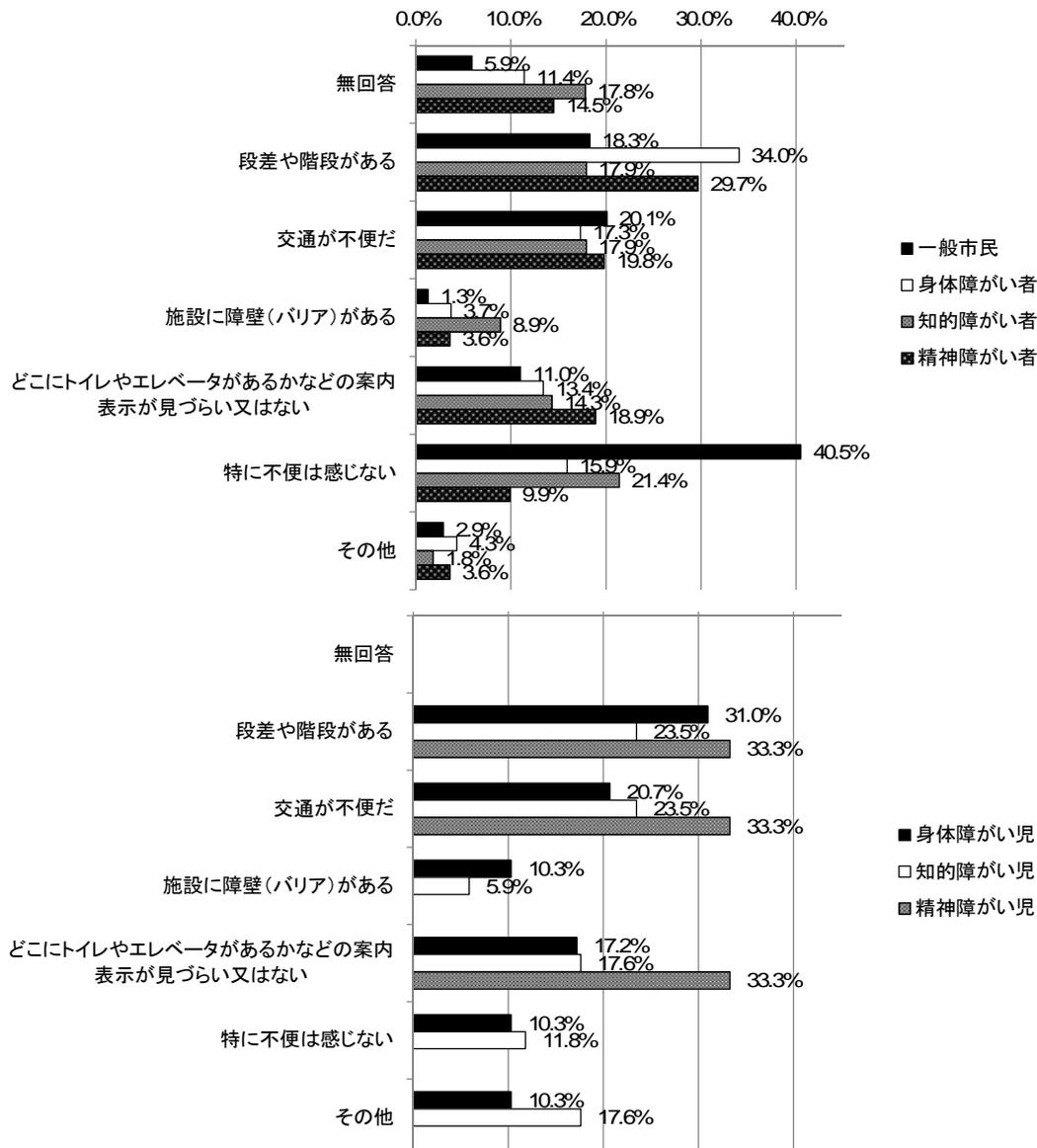
	無回答	市役所本庁舎	市民会館	コミュニティセンター ファミリーセン ター	交通安全センター	高丘霊葬場	ウトナイ湖野生鳥獣保 護センター	リサイクルプラザ 苫小牧	生活館	心身障害者福祉 センター	市民活動センター	保健センター	苫小牧市夜間・休日急 病センター	教育福祉センター	労働福祉センター	テクノセンター	樽前交流センター	モーラップ樽前荘
一般市民	89 11.7%	68 9.0%	31 4.1%	25 3.3%	2 0.3%	21 2.8%	2 0.3%	0 0.0%	0 0.0%	27 3.6%	4 0.5%	8 1.1%	26 3.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
身体障がい者	151 21.3%	51 7.2%	36 5.1%	17 2.4%	6 0.8%	9 1.3%	1 0.1%	1 0.1%	2 0.3%	14 2.0%	4 0.6%	5 0.7%	16 2.3%	0 0.0%	2 0.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
知的障がい者	19 22.3%	3 3.6%	3 3.6%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 4.8%	2 2.4%	1 1.2%	2 2.4%	1 1.2%	1 1.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
精神障がい者	35 25.7%	8 5.9%	2 1.5%	3 2.2%	1 0.7%	1 0.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 2.9%	2 1.5%	1 0.7%	5 3.7%	0 0.0%	1 0.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
身体障がい児	2 5.5%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 5.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
知的障がい児	3 6.5%	0 0.0%	2 4.1%	1 2.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
精神障がい児	0 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
全体	272 16.6%	124 7.6%	73 4.5%	45 2.7%	9 0.5%	32 2.0%	3 0.2%	1 0.1%	2 0.1%	47 2.9%	11 0.7%	13 0.8%	46 2.8%	1 0.1%	3 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	文化会館	中央図書館	児童館・児童センター	勇武津資料館	スポーツ施設(白鳥ア タスケートセン ターなど)	科学センター・ミール 展示館	文化交流センター「ア イビープラザ」	博物館	勤労青少年ホーム	市立病院	道の駅	学校(小中学校)	公園	銀行などの金融機関	民間の病院	公衆浴場(温浴施設、 銭湯等)	パチンコなどの遊技場	映画館
一般市民	7 0.9%	12 1.6%	4 0.5%	0 0.0%	13 1.7%	3 0.4%	4 0.5%	1 0.1%	0 0.0%	79 10.4%	2 0.3%	35 4.6%	11 1.5%	38 5.0%	59 7.8%	14 1.8%	4 0.5%	5 0.7%
身体障がい者	13 1.8%	11 1.6%	0 0.0%	0 0.0%	10 1.4%	3 0.4%	3 0.4%	5 0.7%	0 0.0%	43 6.1%	4 0.6%	21 3.0%	12 1.7%	37 5.2%	67 9.4%	20 2.8%	2 0.3%	1 0.1%
知的障がい者	0 0.0%	4 4.8%	0 0.0%	0 0.0%	4 4.8%	1 1.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 2.4%	1 1.2%	7 8.3%	4 4.8%	2 2.4%	6 7.1%	1 1.2%	1 1.2%	0 0.0%
精神障がい者	2 1.5%	3 2.2%	0 0.0%	0 0.0%	2 1.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	10 7.4%	1 0.7%	6 4.4%	3 2.2%	7 5.1%	17 12.5%	3 2.2%	1 0.7%	0 0.0%
身体障がい児	1 2.6%	0 0.0%	1 2.6%	0 0.0%	3 7.9%	2 5.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.6%	1 2.6%	7 18.4%	2 5.3%	1 2.6%	1 2.6%	1 2.6%	0 0.0%	1 2.6%
知的障がい児	1 2.0%	3 6.1%	1 2.0%	0 0.0%	3 6.1%	3 6.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 6.1%	1 2.0%	9 18.4%	1 2.0%	1 2.0%	2 4.1%	1 2.0%	0 0.0%	1 2.0%
精神障がい児	0 0.0%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 22.2%	0 0.0%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
全体	22 1.3%	31 1.9%	6 0.4%	0 0.0%	30 1.8%	10 0.6%	7 0.4%	6 0.4%	0 0.0%	131 8.0%	9 0.5%	76 4.6%	28 1.7%	77 4.7%	140 8.5%	36 2.2%	7 0.4%	8 0.5%
	冠婚葬祭会場	ホテル	郵便局	大型 ニス などの パ の 店 舗 や コ ン ビ	飲食店	ス グ ボ 場 、 ツ シ 設 、 パ ー ク 、 ゴ ル フ	床 屋 ・ 美 容 院	神 社 、 お 寺 、 教 会										
一般市民	15 2.0%	7 0.9%	32 4.2%	50 6.6%	25 3.3%	4 0.5%	13 1.7%	18 2.4%										
身体障がい者	10 1.4%	3 0.4%	18 2.5%	43 6.1%	16 2.3%	3 0.4%	21 3.0%	28 3.9%										
知的障がい者	0 0.0%	1 1.2%	0 0.0%	8 9.5%	5 6.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%										
精神障がい者	2 1.5%	0 0.0%	2 1.5%	5 3.7%	2 1.5%	0 0.0%	5 3.7%	2 1.5%										
身体障がい児	0 0.0%	0 0.0%	1 2.6%	5 13.2%	3 7.9%	1 2.6%	0 0.0%	0 0.0%										
知的障がい児	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	7 14.3%	2 4.1%	2 4.1%	0 0.0%	0 0.0%										
精神障がい児	0 0.0%	0 0.0%	1 11.1%	2 22.2%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%										
全体	25 1.5%	11 0.7%	52 3.2%	108 6.6%	45 2.7%	9 0.5%	36 2.2%	47 2.9%										

※斜体は各区分別でもっとも票が多かった施設

(問5) 市内の施設を利用するときどのようなことで不便を感じますか。(あてはまるものすべてに○)

	無回答	段差や階段がある	交通が不便だ	施設に障壁(バリア)がある	どこにトイレやエレベーターがあるかなどの案内表示が見づらい又ははない	特に不便は感じない	その他	合計
一般市民	23 5.9%	70 18.3%	77 20.1%	5 1.3%	42 11.0%	155 40.5%	11 2.9%	383
身体障がい者	56 11.4%	167 34.0%	85 17.3%	18 3.7%	66 13.4%	78 15.9%	21 4.3%	491
知的障がい者	10 17.8%	10 17.9%	10 17.9%	5 8.9%	8 14.3%	12 21.4%	1 1.8%	56
精神障がい者	16 14.5%	33 29.7%	22 19.8%	4 3.6%	21 18.9%	11 9.9%	4 3.6%	111
身体障がい児	0 0.0%	9 31.0%	6 20.7%	3 10.3%	5 17.2%	3 10.3%	3 10.3%	29
知的障がい児	0 0.0%	8 23.5%	8 23.5%	2 5.9%	6 17.6%	4 11.8%	6 17.6%	34
精神障がい児	0 0.0%	1 33.3%	1 33.3%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	3

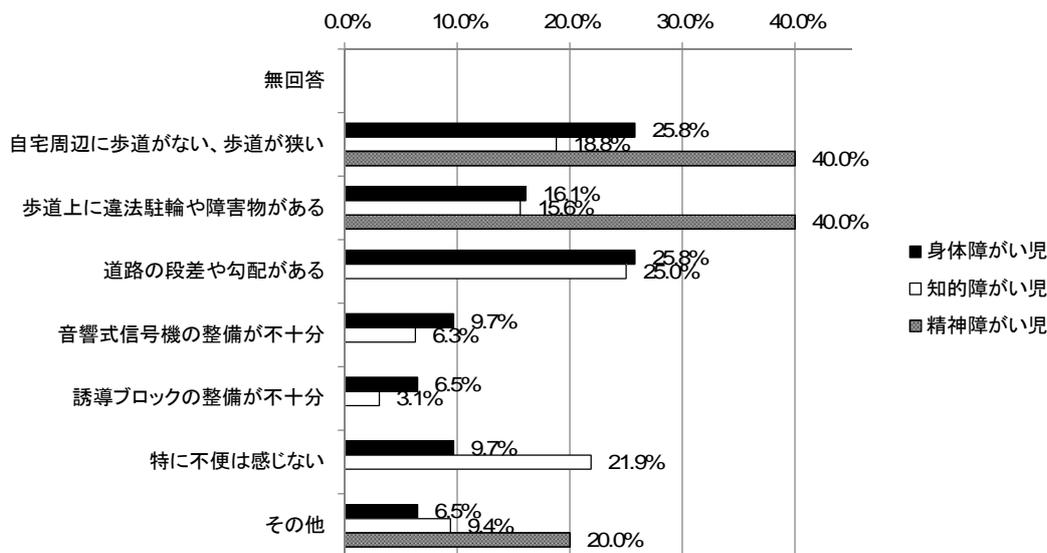
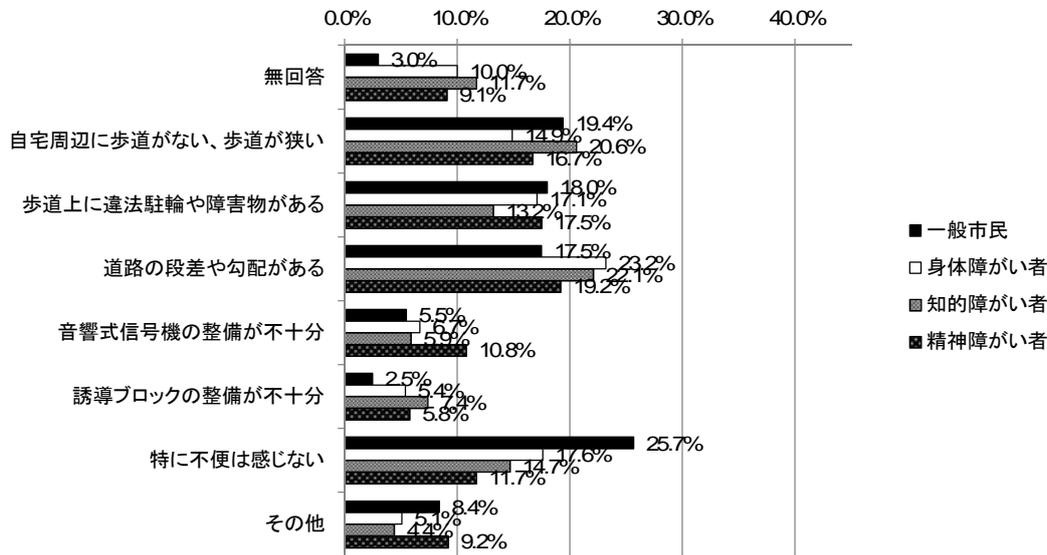
施設を利用するとき不便なこと



(問6) 市内の道路についてどのようなことで不便を感じますか。該当するものすべてに○をつけてください。

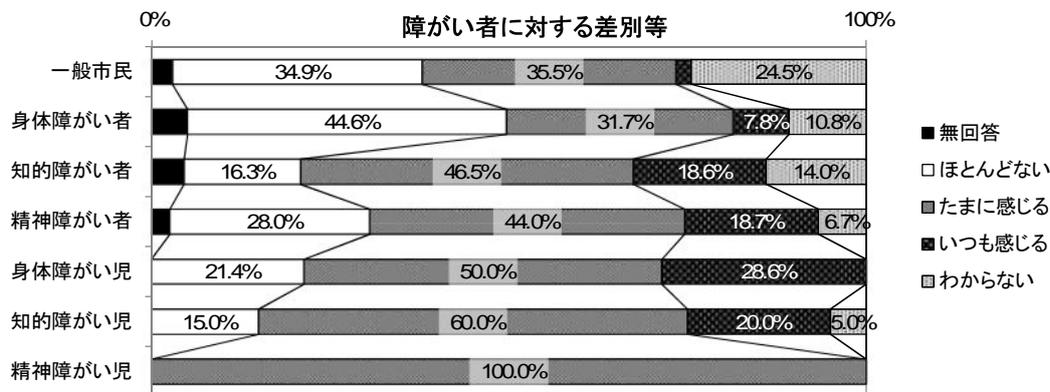
	無回答	自宅周辺に歩道がない、歩道が狭い	歩道上に違法駐輪や障害物がある	道路の段差や勾配がある	音響式信号機の整備が不十分	誘導ブロックの整備が不十分	特に不便は感じない	その他	合計
一般市民	13 3.0%	85 19.4%	79 18.0%	77 17.5%	24 5.5%	11 2.5%	113 25.7%	37 8.4%	439
身体障がい者	55 10.0%	82 14.9%	94 17.1%	128 23.2%	37 6.7%	30 5.4%	97 17.6%	28 5.1%	551
知的障がい者	8 11.7%	14 20.6%	9 13.2%	15 22.1%	4 5.9%	5 7.4%	10 14.7%	3 4.4%	68
精神障がい者	11 9.1%	20 16.7%	21 17.5%	23 19.2%	13 10.8%	7 5.8%	14 11.7%	11 9.2%	120
身体障がい児	0 0.0%	8 25.8%	5 16.1%	8 25.8%	3 9.7%	2 6.5%	3 9.7%	2 6.5%	31
知的障がい児	0 0.0%	6 18.8%	5 15.6%	8 25.0%	2 6.3%	1 3.1%	7 21.9%	3 9.4%	32
精神障がい児	0 0.0%	2 40.0%	2 40.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	5

道路について不便を感じる事



(問7) 日常生活において、障がい者に対する差別や偏見、疎外感を感じることがありますか(1つに○)。

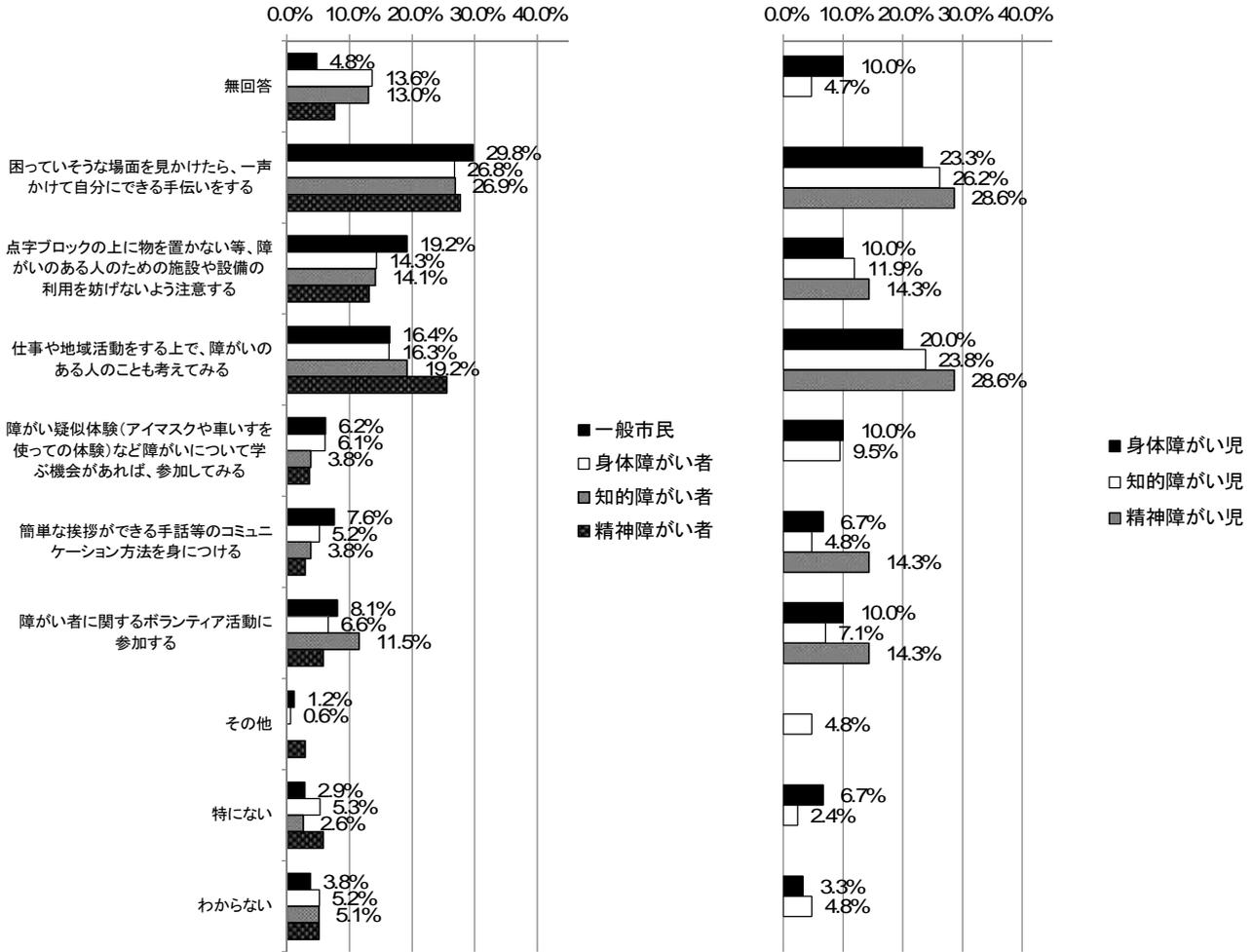
	無回答	ほとんどない	たまに感じる	いつも感じる	わからない	合計
一般市民	10 3.0%	114 34.9%	116 35.5%	7 2.1%	80 24.5%	327
身体障がい者	19 5.1%	166 44.6%	118 31.7%	29 7.8%	40 10.8%	372
知的障がい者	2 4.6%	7 16.3%	20 46.5%	8 18.6%	6 14.0%	43
精神障がい者	2 2.6%	21 28.0%	33 44.0%	14 18.7%	5 6.7%	75
身体障がい児	0 0.0%	3 21.4%	7 50.0%	4 28.6%	0 0.0%	14
知的障がい児	0 0.0%	3 15.0%	12 60.0%	4 20.0%	1 5.0%	20
精神障がい児	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	3



(問8) 【問7で「たまに感じる」「いつも感じる」と答えた方】どのようなところに、もっとも強く差別や人権侵害を感じますか(主なもの2つまで○)。

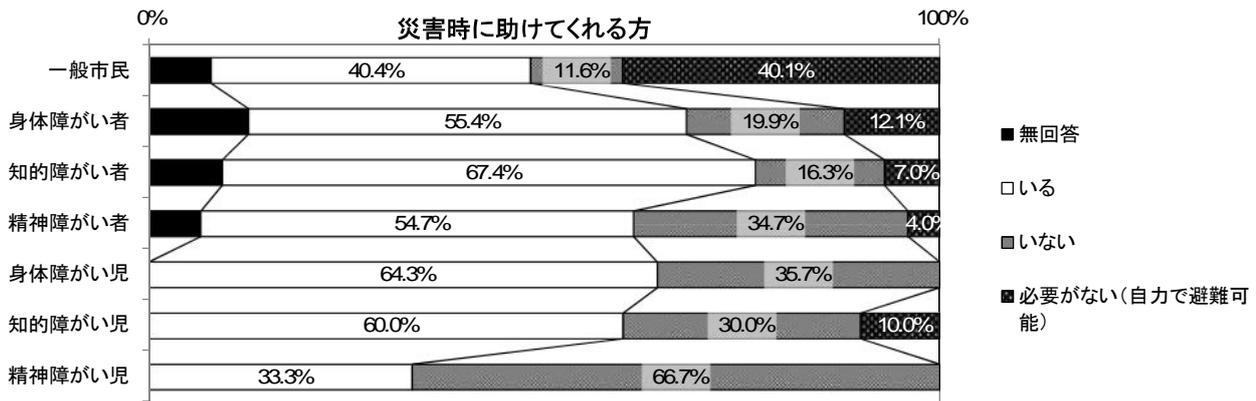
	無回答	教育の機会	仕事や収入	情報の収集、発信	サークル・スポーツへの参加	地域行事・地域活動	隣近所のつきあい	街角での人の視線	店などでの対応態度	福祉関係従事者の対応	道路や建物の整備	交通機関の利用	災害時・緊急時の情報提供	政治への参加	その他	合計
一般市民	11 5.3%	12 5.7%	51 24.2%	5 2.4%	1 0.5%	8 3.8%	8 3.8%	48 22.7%	10 4.7%	6 2.8%	19 9.0%	20 9.5%	8 3.8%	2 0.9%	2 0.9%	211
身体障がい者	38 16.6%	4 1.7%	20 8.7%	8 3.5%	4 1.7%	6 2.6%	16 7.0%	35 15.2%	19 8.3%	10 4.3%	27 11.7%	19 8.3%	17 7.4%	4 1.7%	3 1.3%	230
知的障がい者	8 19.1%	3 7.1%	8 19.0%	1 2.4%	2 4.8%	0 0.0%	1 2.4%	10 23.8%	2 4.8%	0 0.0%	3 7.1%	3 7.1%	0 0.0%	1 2.4%	0 0.0%	42
精神障がい者	17 24.2%	2 2.9%	5 7.1%	2 2.9%	2 2.9%	1 1.4%	6 8.6%	11 15.7%	5 7.1%	4 5.7%	6 8.6%	2 2.9%	3 4.3%	1 1.4%	3 4.3%	70
身体障がい児	0 0.0%	5 25.0%	1 5.0%	1 5.0%	0 0.0%	2 10.0%	0 0.0%	6 30.0%	2 10.0%	3 15.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	20
知的障がい児	1 3.7%	6 20.7%	0 0.0%	1 3.4%	1 3.4%	2 6.9%	0 0.0%	9 31.0%	3 10.3%	3 10.3%	0 0.0%	2 6.9%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.4%	29
精神障がい児	0 0.0%	2 40.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5

地域の人に実行してほしいこと



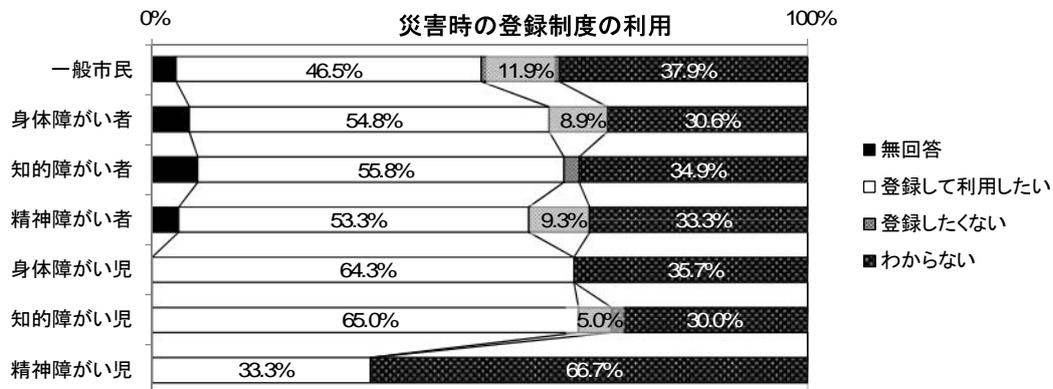
(問10) 地震などの大規模な災害がおきたとき、家族や近所の人で助けしてくれる方はいますか(1つに○)。

	無回答	いる	いない	必要が ない (自力で 避け 難い)	合計
一般市民	26 7.9%	132 40.4%	38 11.6%	131 40.1%	327
身体障がい者	47 12.6%	206 55.4%	74 19.9%	45 12.1%	372
知的障がい者	4 9.3%	29 67.4%	7 16.3%	3 7.0%	43
精神障がい者	5 6.6%	41 54.7%	26 34.7%	3 4.0%	75
身体障がい児	0 0.0%	9 64.3%	5 35.7%	0 0.0%	14
知的障がい児	0 0.0%	12 60.0%	6 30.0%	2 10.0%	20
精神障がい児	0 0.0%	1 33.3%	2 66.7%	0 0.0%	3



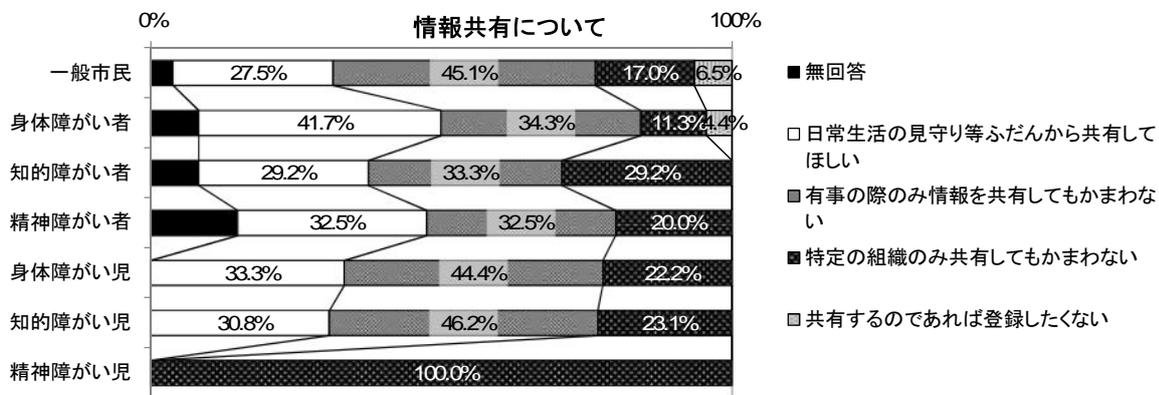
(問 1 1) 地域での日常生活の見守りや災害時の安否確認・救助など、支援を受けるための登録制度があれば、利用したいと思いますか(1つに○)。

	無回答	登録して利用したい	登録したくない	わからない	合計
一般市民	12	152	39	124	327
身体障がい者	21	204	33	114	372
知的障がい者	3	24	1	15	43
精神障がい者	3	40	7	25	75
身体障がい児	0	9	0	5	14
知的障がい児	0	13	1	6	20
精神障がい児	0	1	0	2	3



(問12) 【問11で「登録して利用したい」に○をつけた方】登録された個人情報を町内会や民生委員、市、消防、警察など災害時に情報を必要とする組織で共有することについてどう思いますか。

	無回答	共有するの であれば登録 したくない	特定の組織 のみ共有して もかまわない	有事の際のみ 情報を共有し てもかまわ ない	日常生活の見 守り等undan から共有して ほしい	合計
一般市民	6 3.9%	42 27.5%	69 45.1%	26 17.0%	10 6.5%	153
身体障がい者	17 8.3%	85 41.7%	70 34.3%	23 11.3%	9 4.4%	204
知的障がい者	2 8.3%	7 29.2%	8 33.3%	7 29.2%	0 0.0%	24
精神障がい者	6 15.0%	13 32.5%	13 32.5%	8 20.0%	0 0.0%	40
身体障がい児	0 0.0%	3 33.3%	4 44.4%	2 22.2%	0 0.0%	9
知的障がい児	0 0.0%	4 30.8%	6 46.2%	3 23.1%	0 0.0%	13
精神障がい児	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	1

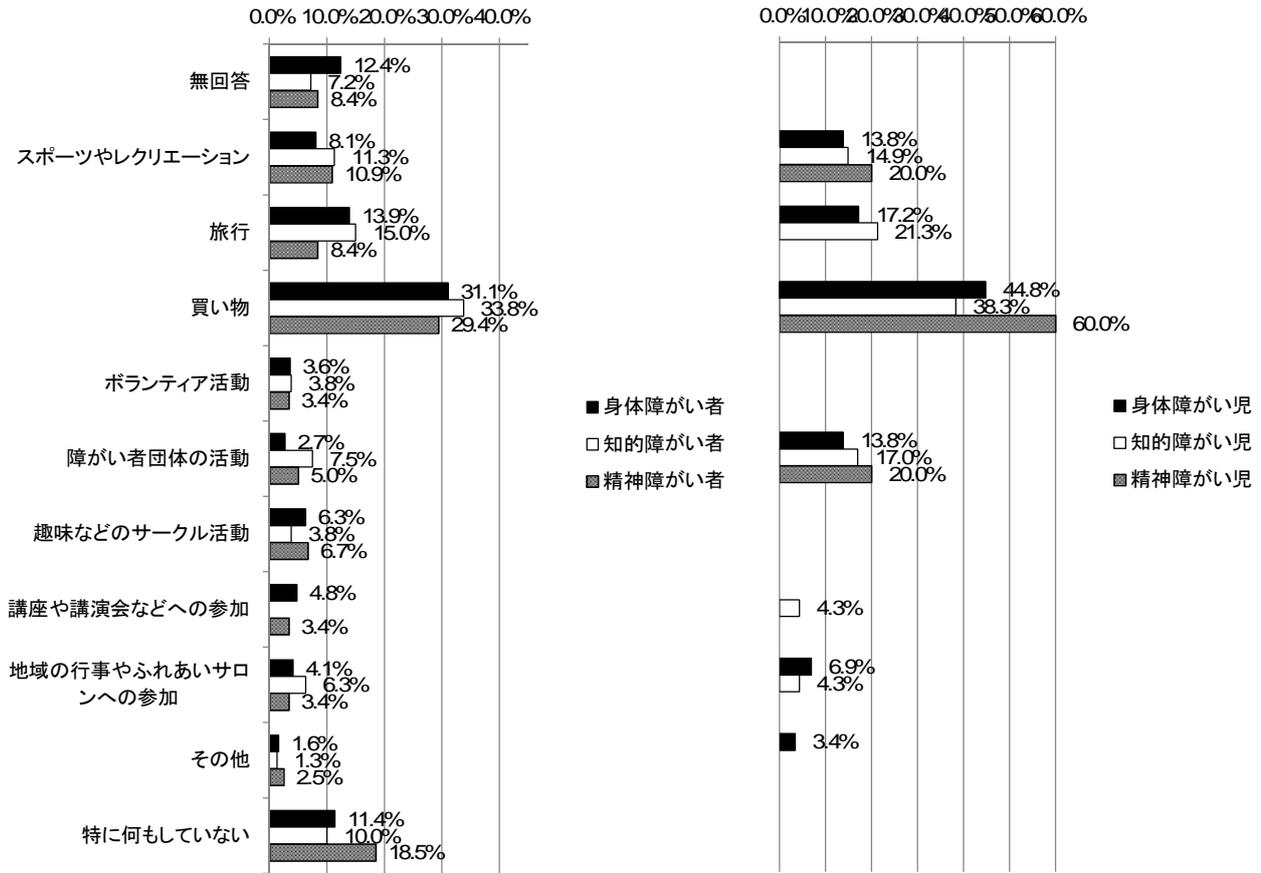


<障がい者・障がい児項目>

(問13) 最近(約1年以内)、次のような活動をしましたか(あてはまるものすべてに○)。

	無回答	スポーツやレクリエーション	旅行	買い物	ボランティア活動	障がい者団体の活動	趣味などのサークル活動	講座や講演会などの参加	地域の行事やふれあいサロンへの参加	その他	特に何もしていない	合計
身体障がい者	78 12.4%	51 8.1%	88 13.9%	196 31.1%	23 3.6%	17 2.7%	40 6.3%	30 4.8%	26 4.1%	10 1.6%	72 11.4%	631
知的障がい者	6 7.2%	9 11.3%	12 15.0%	27 33.8%	3 3.8%	6 7.5%	3 3.8%	0 0.0%	5 6.3%	1 1.3%	8 10.0%	80
精神障がい者	10 8.4%	13 10.9%	10 8.4%	35 29.4%	4 3.4%	6 5.0%	8 6.7%	4 3.4%	4 3.4%	3 2.5%	22 18.5%	119
身体障がい児	0 0.0%	4 13.8%	5 17.2%	13 44.8%	0 0.0%	4 13.8%	0 0.0%	0 0.0%	2 6.9%	1 3.4%	0 0.0%	29
知的障がい児	0 0.0%	7 14.9%	10 21.3%	18 38.3%	0 0.0%	8 17.0%	0 0.0%	2 4.3%	2 4.3%	0 0.0%	0 0.0%	47
精神障がい児	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%	3 60.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5

最近1年間の活動

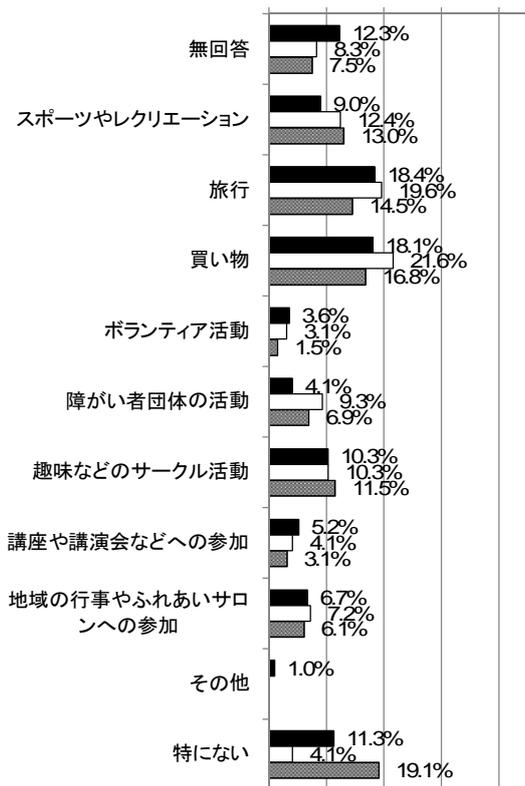


(問14) これからどのような活動をしたと思いますか(あてはまるものすべてに○、継続する活動も含む)。

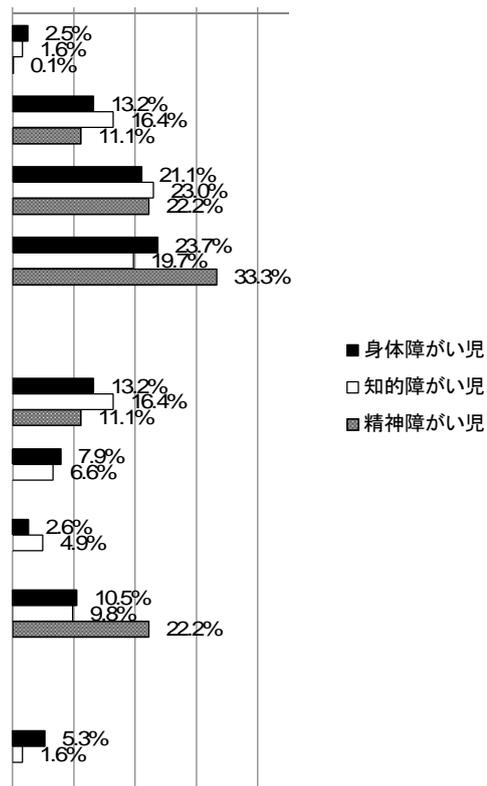
	無回答	スポーツやレクリエーション	旅行	買い物	ボランティア活動	障がい者団体の活動	趣味などのサークル活動	講座や講演会などへの参加	地域の行事やふれあいサロンへの参加	その他	特にない	合計
身体障がい者	84	62	127	125	25	28	71	36	46	7	78	689
知的障がい者	8	12	19	21	3	9	10	4	7	0	4	97
精神障がい者	10	17	19	22	2	9	15	4	8	0	25	131
身体障がい児	1	5	8	9	0	5	3	1	4	0	2	38
知的障がい児	1	10	14	12	0	10	4	3	6	0	1	61
精神障がい児	0	1	2	3	0	1	0	0	2	0	0	9
合計	103	107	179	182	27	62	114	51	72	7	106	728

これからしたい活動

0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0%



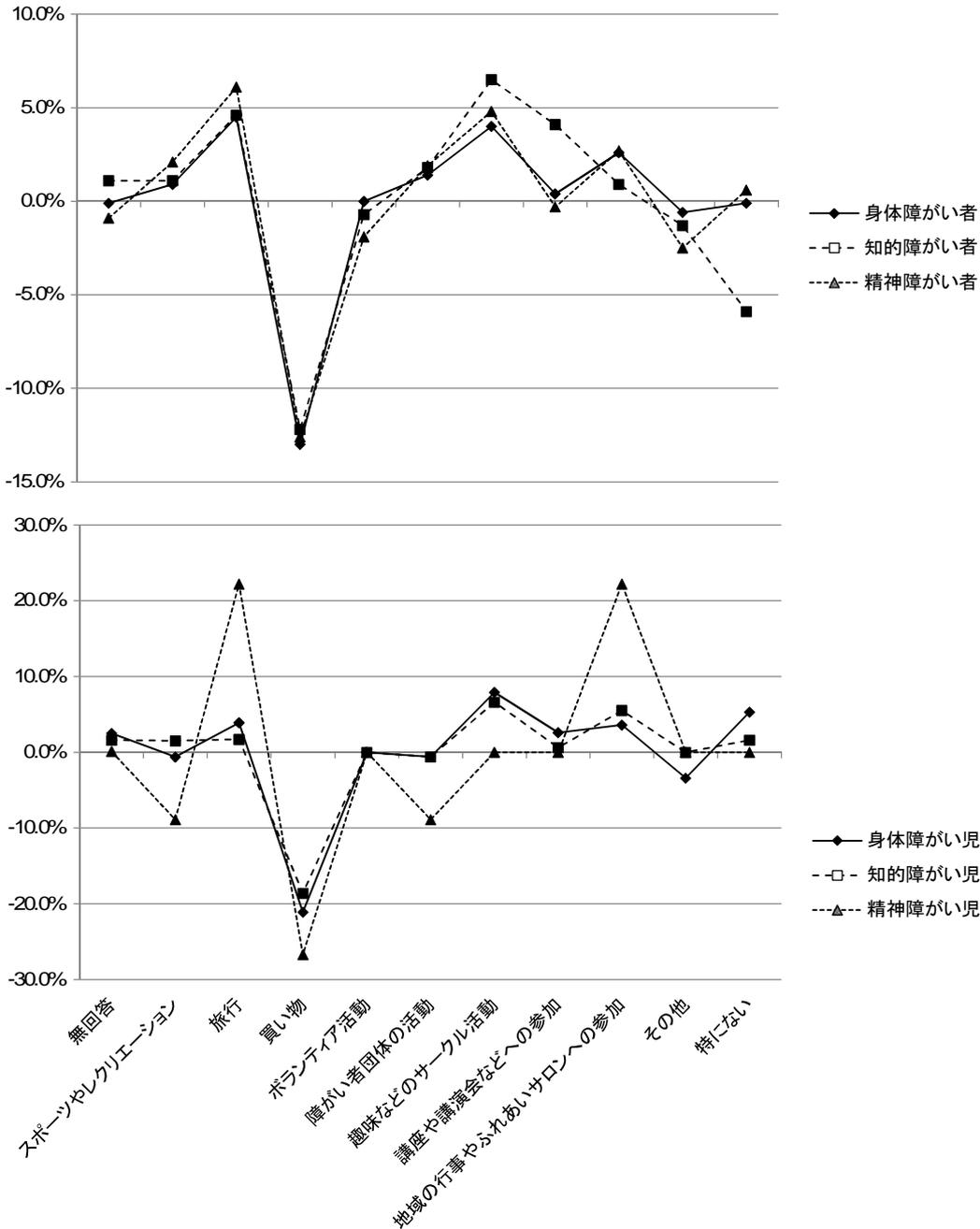
0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0%



これからしたい活動と最近1年間の活動の差

	無回答	スポーツやレクリエーション	旅行	買い物	ボランティア活動	障がい者団体の活動	趣味などのサークル活動	講座や講演会などへの参加	地域の行事やふれあいサロンへの参加	その他	特にない
身体障がい者	-0.1%	0.9%	4.5%	-13.0%	0.0%	1.4%	4.0%	0.4%	2.6%	-0.6%	-0.1%
知的障がい者	1.1%	1.1%	4.6%	-12.2%	-0.7%	1.8%	6.5%	4.1%	0.9%	-1.3%	-5.9%
精神障がい者	-0.9%	2.1%	6.1%	-12.6%	-1.9%	1.9%	4.8%	-0.3%	2.7%	-2.5%	0.6%
身体障がい児	2.5%	-0.6%	3.9%	-21.1%	0.0%	-0.6%	7.9%	2.6%	3.6%	-3.4%	5.3%
知的障がい児	1.6%	1.5%	1.7%	-18.6%	0.0%	-0.6%	6.6%	0.6%	5.5%	0.0%	1.6%
精神障がい児	0.1%	-8.9%	22.2%	-26.7%	0.0%	-8.9%	0.0%	0.0%	22.2%	0.0%	0.0%

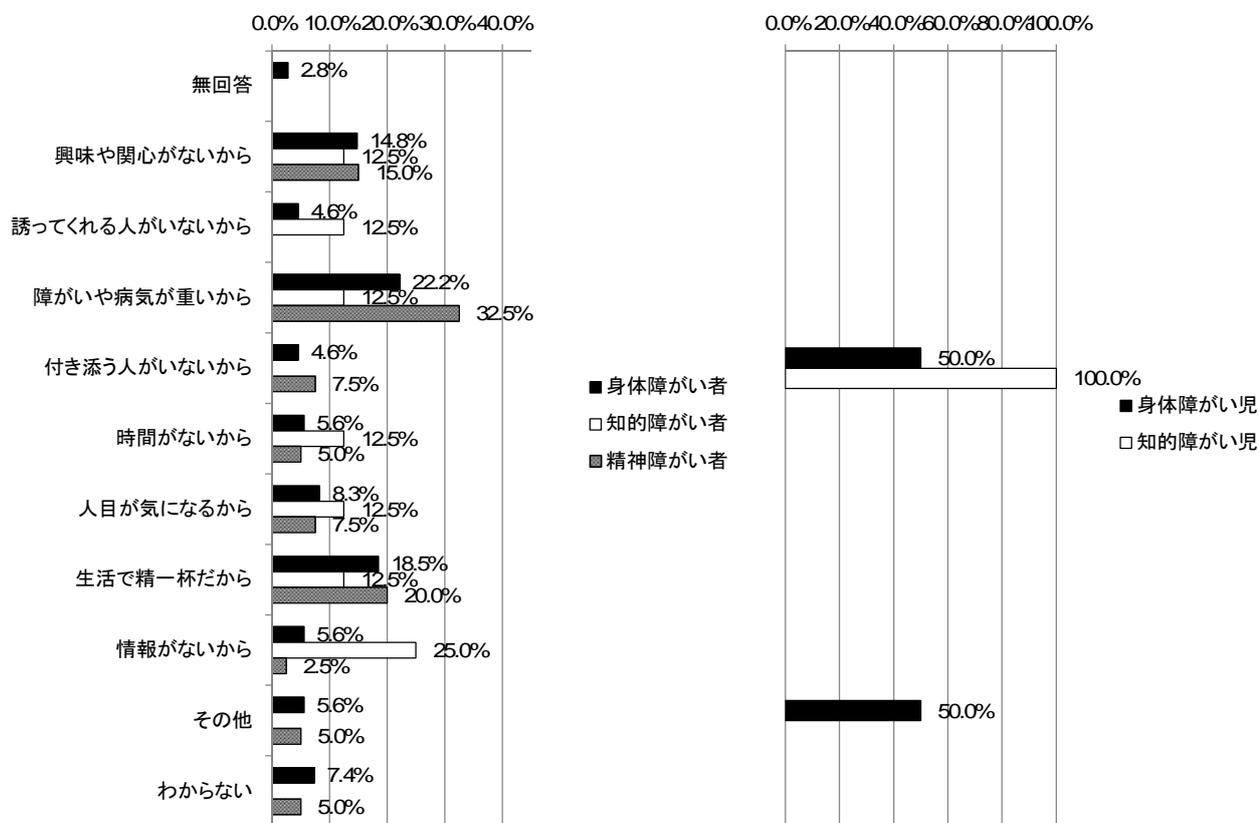
注：値は「これからしたい活動」の割合から、「最近1年間の活動」の割合を減じて算出。プラスの値のものはこれからしたいと思っている活動が現状を上回っており、今後活動の増加が見込まれる。



(問15) 【問14で、希望の活動が「特にない」に○をつけた方】活動に参加を希望しない理由は何ですか(あてはまるものすべてに○)。

	無回答	興味や関心がないから	誘ってくれる人がいないから	障がいや病気が重いから	付き添う人がいないから	時間がないから	人目が気になるから	生活で精一杯だから	情報がないから	その他	わからない	合計
身体障がい者	3 2.8%	16 14.8%	5 4.6%	24 22.2%	5 4.6%	6 5.6%	9 8.3%	20 18.5%	6 5.6%	6 5.6%	8 7.4%	108
知的障がい者	0 0.0%	1 12.5%	1 12.5%	1 12.5%	0 0.0%	1 12.5%	1 12.5%	1 12.5%	2 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	8
精神障がい者	0 0.0%	6 15.0%	0 0.0%	13 32.5%	3 7.5%	2 5.0%	3 7.5%	8 20.0%	1 2.5%	2 5.0%	2 5.0%	40
身体障がい児	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	2
知的障がい児	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1
精神障がい児	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0

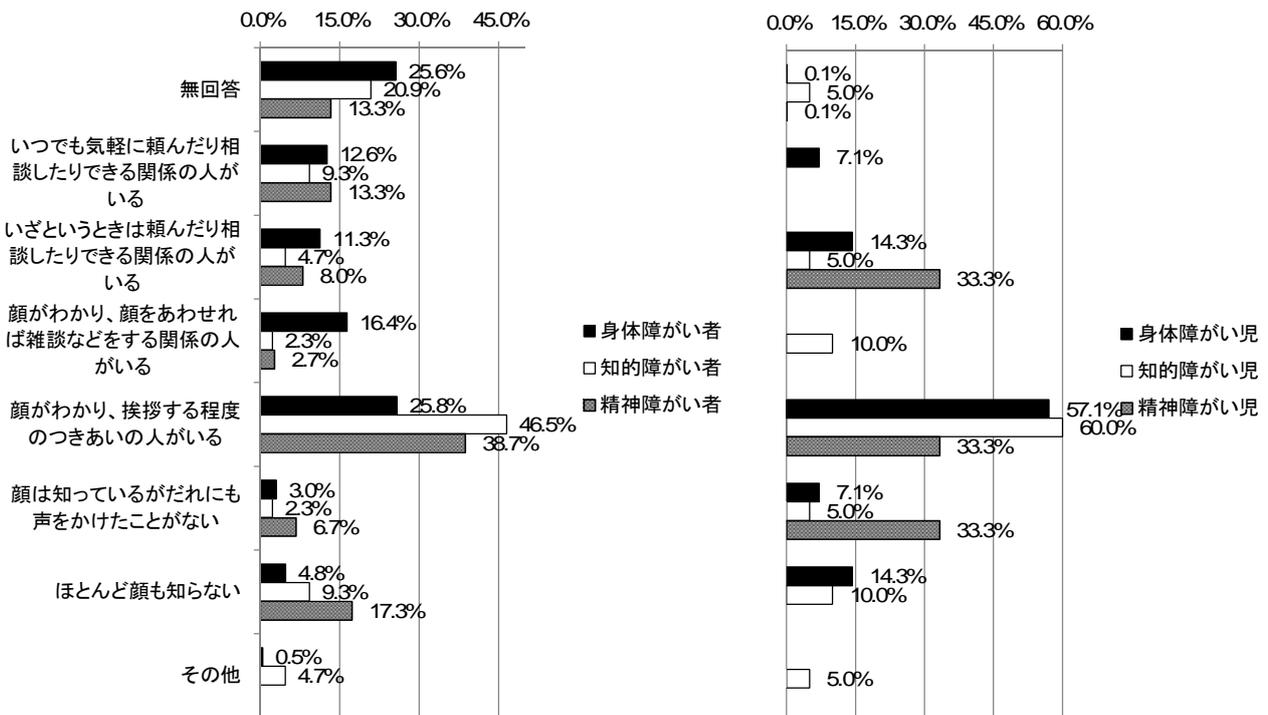
参加を希望しない理由



(問16) どのような近所づきあいをしていますか (もっともあてはまるもの1つに○、施設入所中の方は実家での状態をお答えください)。

	無回答	いつでも気軽に頼んだり相談したりできる関係の人がいる	いざというときは頼んだり相談したりできる関係の人がいる	顔がわかり、顔をあわせれば雑談などをする関係の人がいる	顔がわかり、挨拶する程度のつきあいの人がいる	顔は知っているがだれにも声をかけたことがない	ほとんど顔も知らない	その他	合計
身体障がい者	95 25.6%	47 12.6%	42 11.3%	61 16.4%	96 25.8%	11 3.0%	18 4.8%	2 0.5%	372
知的障がい者	9 20.9%	4 9.3%	2 4.7%	1 2.3%	20 46.5%	1 2.3%	4 9.3%	2 4.7%	43
精神障がい者	10 13.3%	10 13.3%	6 8.0%	2 2.7%	29 38.7%	5 6.7%	13 17.3%	0 0.0%	75
身体障がい児	0 0.1%	1 7.1%	2 14.3%	0 0.0%	8 57.1%	1 7.1%	2 14.3%	0 0.0%	14
知的障がい児	1 5.0%	0 0.0%	1 5.0%	2 10.0%	12 60.0%	1 5.0%	2 10.0%	1 5.0%	20
精神障がい児	0 0.1%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	1 33.3%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	3

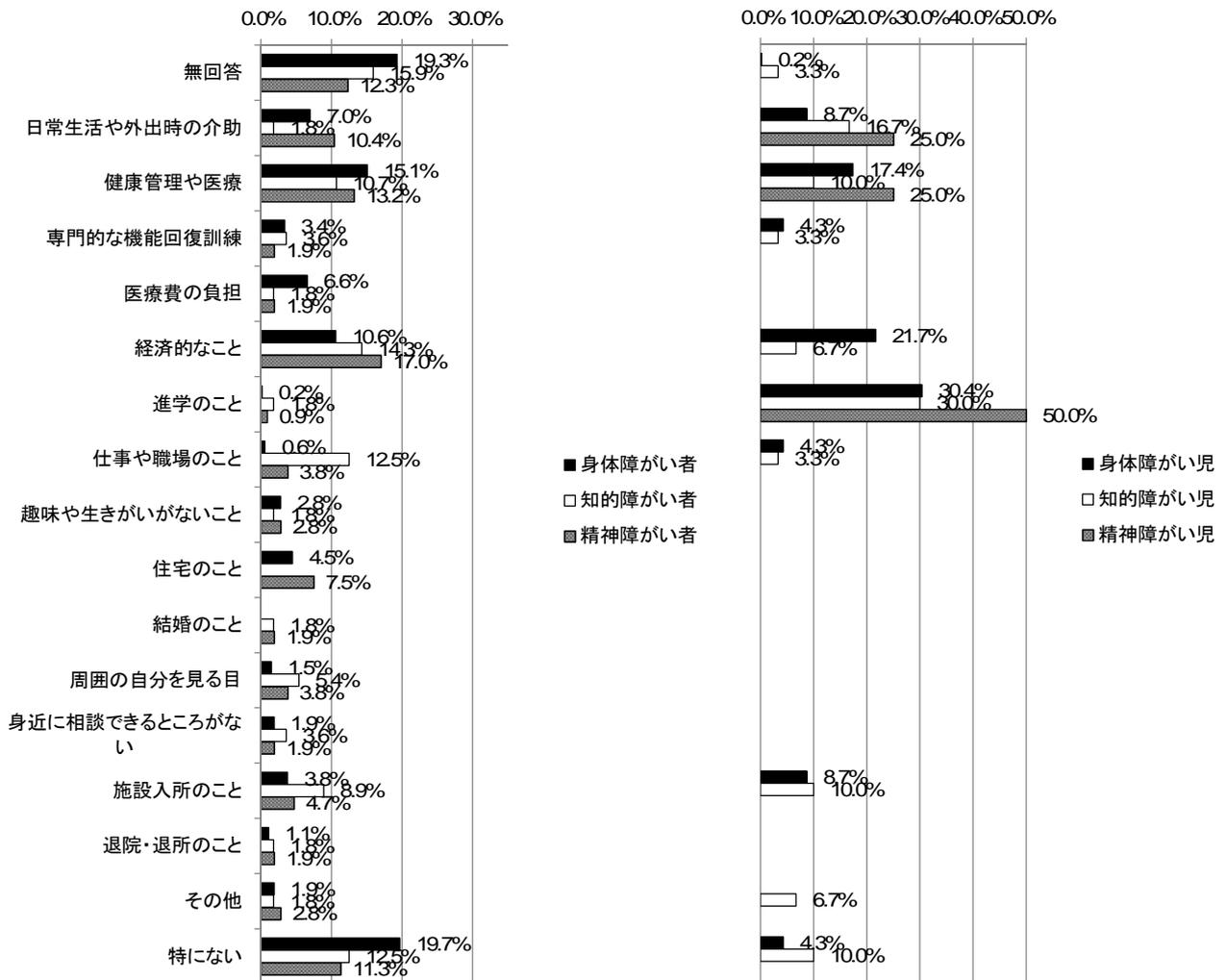
近所づきあい



(問17) 現在、特に困っていることや心配していることは何ですか(主なもの2つまで)。

	無回答	日常生活や外出時の介助	健康管理や医療	専門的な機能回復訓練	医療費の負担	経済的なこと	進学のこと	仕事や職場のこと	趣味や生きがいがないこと	住宅のこと	結婚のこと	周囲の自分を見る目	身近に相談できる場所がない	施設入所のこと	退院・退所のこと	その他	特にない	合計
身体障がい者	91	33	71	16	31	50	1	3	13	21	0	7	9	18	5	9	93	471
知的障がい者	9	1	6	2	1	8	1	7	1	0	1	3	2	5	1	1	7	56
精神障がい者	13	11	14	2	2	18	1	4	3	8	2	4	2	5	2	3	12	106
身体障がい児	0	2	4	1	0	5	7	1	0	0	0	0	0	2	0	0	1	23
知的障がい児	1	5	3	1	0	2	9	1	0	0	0	0	0	3	0	2	3	30
精神障がい児	0	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4

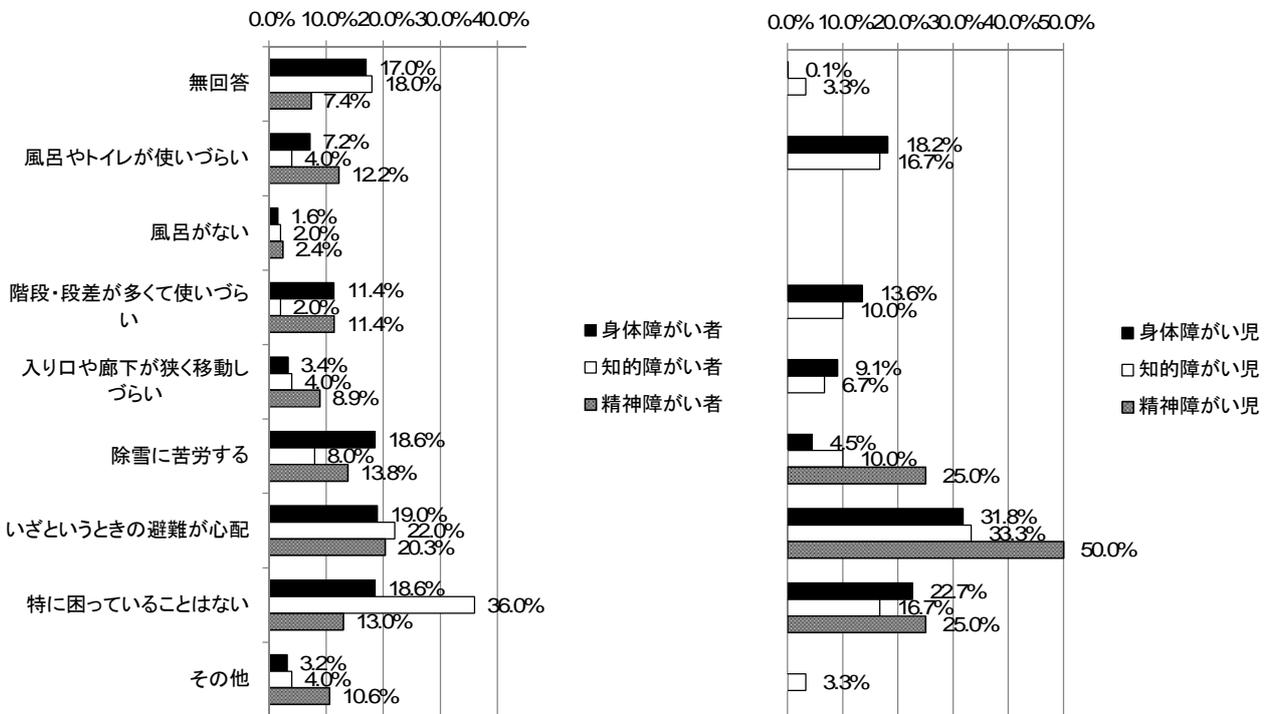
困っていること、心配していること



(問18) 現在、住まいのことで困っていることは何ですか (あてはまるものすべてに○、施設入所中の方は実家の状態をお答えください)。

	無回答	風呂やトイレが使いづらい	風呂がない	階段・段差が多く使いづらい	入り口や廊下が狭く移動しづらい	除雪に苦勞する	いざというときの避難が心配	特に困っていることはない	その他	合計
身体障がい者	84 17.0%	36 7.2%	8 1.6%	57 11.4%	17 3.4%	93 18.6%	95 19.0%	93 18.6%	16 3.2%	499
知的障がい者	9 18.0%	2 4.0%	1 2.0%	1 2.0%	2 4.0%	4 8.0%	11 22.0%	18 36.0%	2 4.0%	50
精神障がい者	9 7.4%	15 12.2%	3 2.4%	14 11.4%	11 8.9%	17 13.8%	25 20.3%	16 13.0%	13 10.6%	123
身体障がい児	0 0.1%	4 18.2%	0 0.0%	3 13.6%	2 9.1%	1 4.5%	7 31.8%	5 22.7%	0 0.0%	22
知的障がい児	1 3.3%	5 16.7%	0 0.0%	3 10.0%	2 6.7%	3 10.0%	10 33.3%	5 16.7%	1 3.3%	30
精神障がい児	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	2 50.0%	1 25.0%	0 0.0%	4

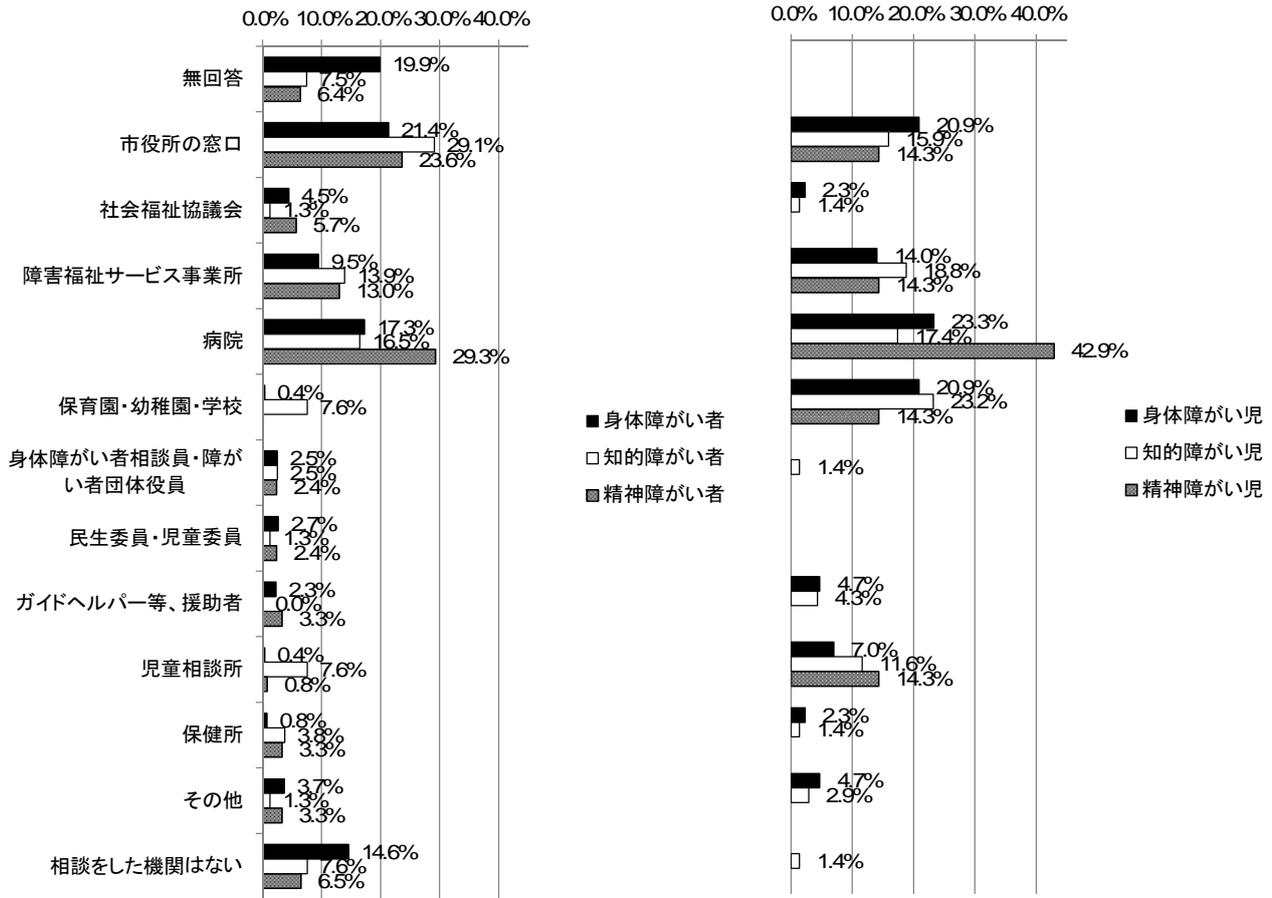
住まいのことで困っていること



(問19) 障がいや生活などの相談をしたことがある機関等がありますか (あてはまるものすべてに○)。

	無回答	市役所の窓口	社会福祉協議会	障害福祉サービス事業所	病院	保育園・幼稚園・学校	障がい者団体相談員・	民生委員・児童委員	ガイドヘルパー等、援	児童相談所	保健所	その他	相談をした機関はない	合計
身体障がい者	97 19.9%	104 21.4%	22 4.5%	46 9.5%	84 17.3%	2 0.4%	12 2.5%	13 2.7%	11 2.3%	2 0.4%	4 0.8%	18 3.7%	71 14.6%	486
知的障がい者	6 7.5%	23 29.1%	1 1.3%	11 13.9%	13 16.5%	6 7.6%	2 2.5%	1 1.3%	0 0.0%	6 7.6%	3 3.8%	3 1.3%	1 7.6%	79
精神障がい者	8 6.4%	29 23.6%	7 5.7%	16 13.0%	36 29.3%	0 0.0%	3 2.4%	3 2.4%	4 3.3%	1 0.8%	4 3.3%	4 3.3%	8 6.5%	123
身体障がい児	0 0.0%	9 20.9%	1 2.3%	6 14.0%	10 23.3%	9 20.9%	0 0.0%	0 0.0%	2 4.7%	3 7.0%	1 2.3%	2 4.7%	0 0.0%	43
知的障がい児	0 0.0%	11 15.9%	1 1.4%	13 18.8%	12 17.4%	16 23.2%	1 1.4%	0 0.0%	3 4.3%	8 11.6%	1 1.4%	2 2.9%	1 1.4%	69
精神障がい児	0 0.0%	1 14.3%	0 0.0%	1 14.3%	3 42.9%	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	7

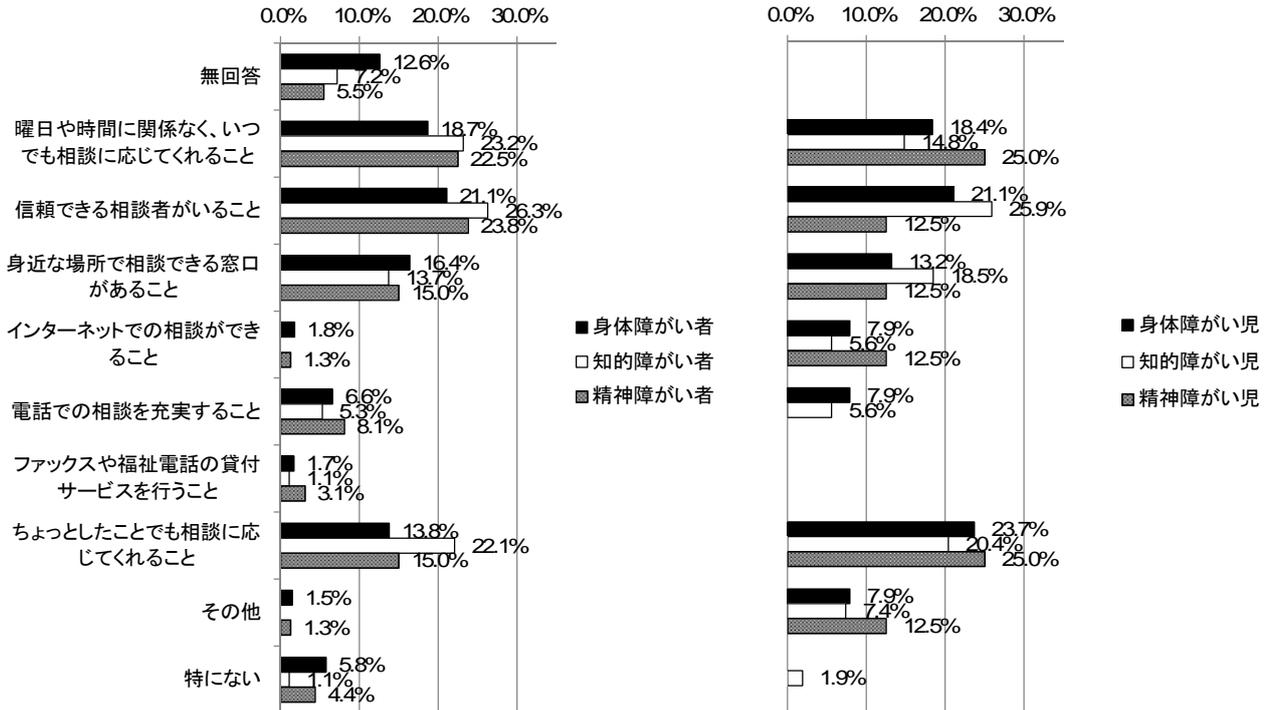
相談をしたことがある機関



(問20) 相談しやすい体制をつくるためには、どのようなことが必要だと思いますか (あてはまるものすべてに○)。

	無回答	で曜日や相談時間に 応じて関係がなくなる こと	信頼できる相談者が いること	身近な場所があること で相談できる窓口	インターネットでの 相談ができること	電話での相談を充実 すること	ファックスや福祉 サービスの電話の貸 付	ちよとしたことでも 相談に 応じてくれること	その他	特 に な い	合 計
身体障がい者	82 12.6%	122 18.7%	138 21.1%	107 16.4%	12 1.8%	43 6.6%	11 1.7%	90 13.8%	10 1.5%	38 5.8%	653
知的障がい者	7 7.2%	22 23.2%	25 26.3%	13 13.7%	0 0.0%	5 5.3%	1 1.1%	21 22.1%	0 0.0%	1 1.1%	95
精神障がい者	9 5.5%	36 22.5%	38 23.8%	24 15.0%	2 1.3%	13 8.1%	5 3.1%	24 15.0%	2 1.3%	7 4.4%	160
身体障がい児	0 0.0%	7 18.4%	8 21.1%	5 13.2%	3 7.9%	3 7.9%	0 0.0%	9 23.7%	3 7.9%	0 0.0%	38
知的障がい児	0 0.0%	8 14.8%	14 25.9%	10 18.5%	3 5.6%	3 5.6%	0 0.0%	11 20.4%	4 7.4%	1 1.9%	54
精神障がい児	0 0.0%	2 25.0%	1 12.5%	1 12.5%	1 12.5%	0 0.0%	0 0.0%	2 25.0%	1 12.5%	0 0.0%	8

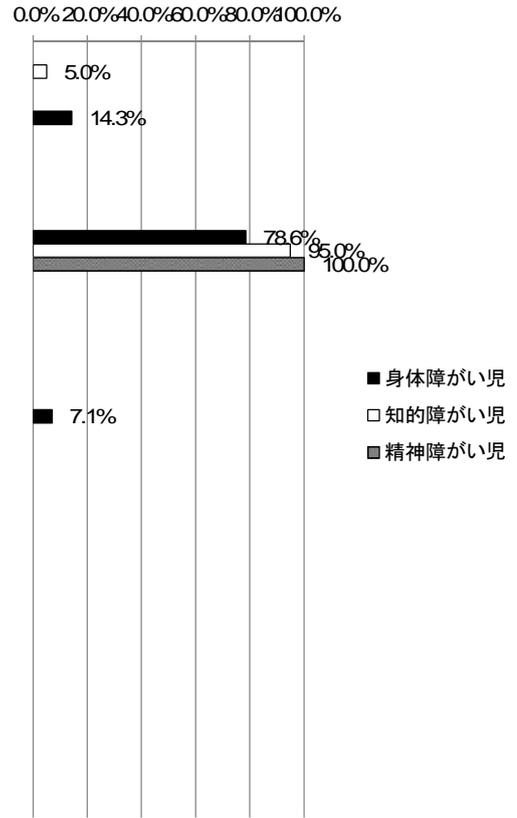
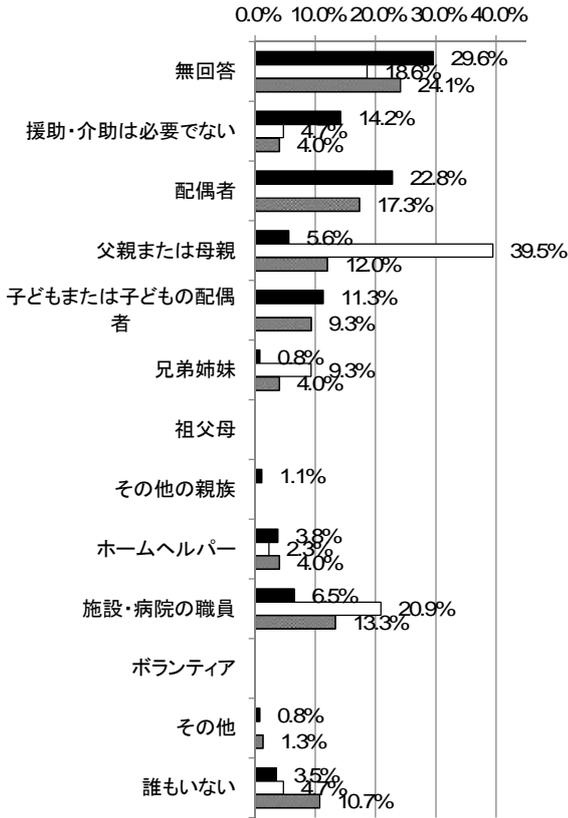
相談しやすい体制づくりのため必要なこと



(問21) ふだん、主に援助・介助しているのはどなたですか (あてはまるもの1つに○)。

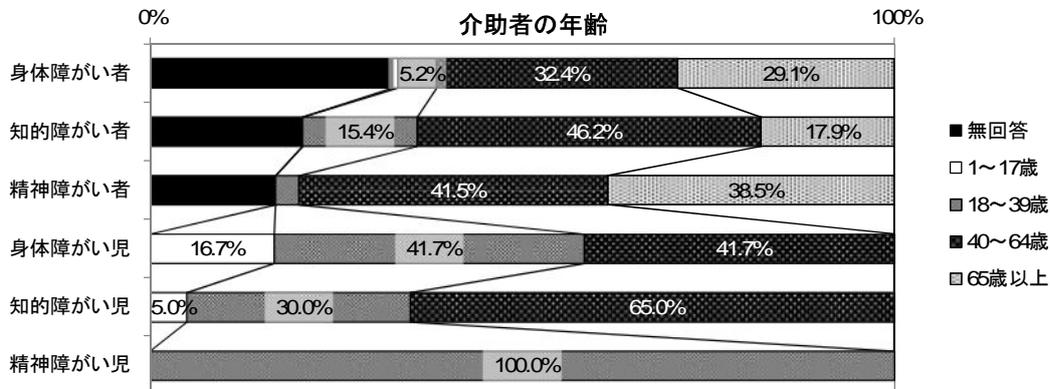
	無回答	援助・介助は必要でない	配偶者	父親または母親	子どもまたは子どもの配偶者	兄弟姉妹	祖父母	その他の親族	ホームヘルパー	施設・病院の職員	ボランティア	その他	誰もいない	合計
身体障がい者	110 29.6%	53 14.2%	85 22.8%	21 5.6%	42 11.3%	3 0.8%	0 0.0%	4 1.1%	14 3.8%	24 6.5%	0 0.0%	3 0.8%	13 3.5%	372
知的障がい者	8 18.6%	2 4.7%	0 0.0%	17 39.5%	0 0.0%	9 9.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.3%	9 20.9%	0 0.0%	0 0.0%	2 4.7%	43
精神障がい者	18 24.1%	3 4.0%	13 17.3%	9 12.0%	7 9.3%	3 4.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 4.0%	10 13.3%	0 0.0%	1 1.3%	8 10.7%	75
身体障がい児	0 0.0%	2 14.3%	0 0.0%	11 78.6%	0 0.0%	0 0.0%	1 7.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	14
知的障がい児	1 5.0%	0 0.0%	0 0.0%	19 95.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	20
精神障がい児	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3

主に援助・介助している方



(問22) 主な介助者は何歳ですか (1つに○)。

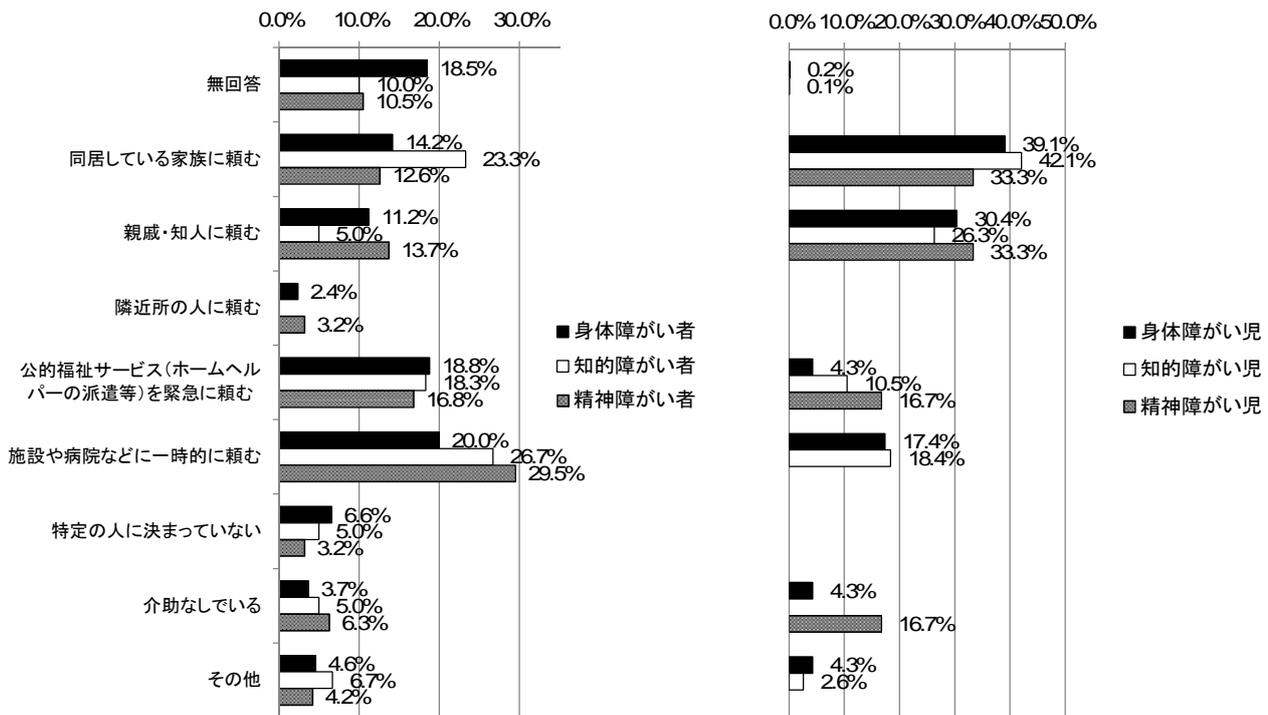
	無回答	1~17歳	18~39歳	40~64歳	65歳以上	合計
身体障がい者	100	2	16	99	89	306
知的障がい者	8	0	6	18	7	39
精神障がい者	11	0	2	27	25	65
身体障がい児	0	2	5	5	0	12
知的障がい児	0	1	6	13	0	20
精神障がい児	0	0	3	0	0	3



(問23) 主な介助者が万が一急病、急用、事故などで、介助ができなくなった場合、どのようにされていますか。これまで、そのようなことがなかった方は今後のことを想定してお答えください(主なもの1つに○)。

	無回答	同居している家族に頼む	親戚・知人に頼む	隣近所の人に頼む	公的福祉サービス(ホームヘルパーの派遣等)を緊急に頼む	施設や病院などに一時的に頼む	特定の人に決まっていない	介助なしでいる	その他	合計
身体障がい者	75 18.5%	58 14.2%	46 11.2%	10 2.4%	77 18.8%	82 20.0%	27 6.6%	15 3.7%	19 4.6%	409
知的障がい者	6 10.0%	14 23.3%	3 5.0%	0 0.0%	11 18.3%	16 26.7%	3 5.0%	3 5.0%	4 6.7%	60
精神障がい者	10 10.5%	12 12.6%	13 13.7%	3 3.2%	16 16.8%	28 29.5%	3 3.2%	6 6.3%	4 4.2%	95
身体障がい児	0 0.2%	9 39.1%	7 30.4%	0 0.0%	1 4.3%	4 17.4%	0 0.0%	1 4.3%	1 4.3%	23
知的障がい児	0 0.1%	16 42.1%	10 26.3%	0 0.0%	4 10.5%	7 18.4%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.6%	38
精神障がい児	0 0.0%	2 33.3%	2 33.3%	0 0.0%	1 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 16.7%	0 0.0%	6

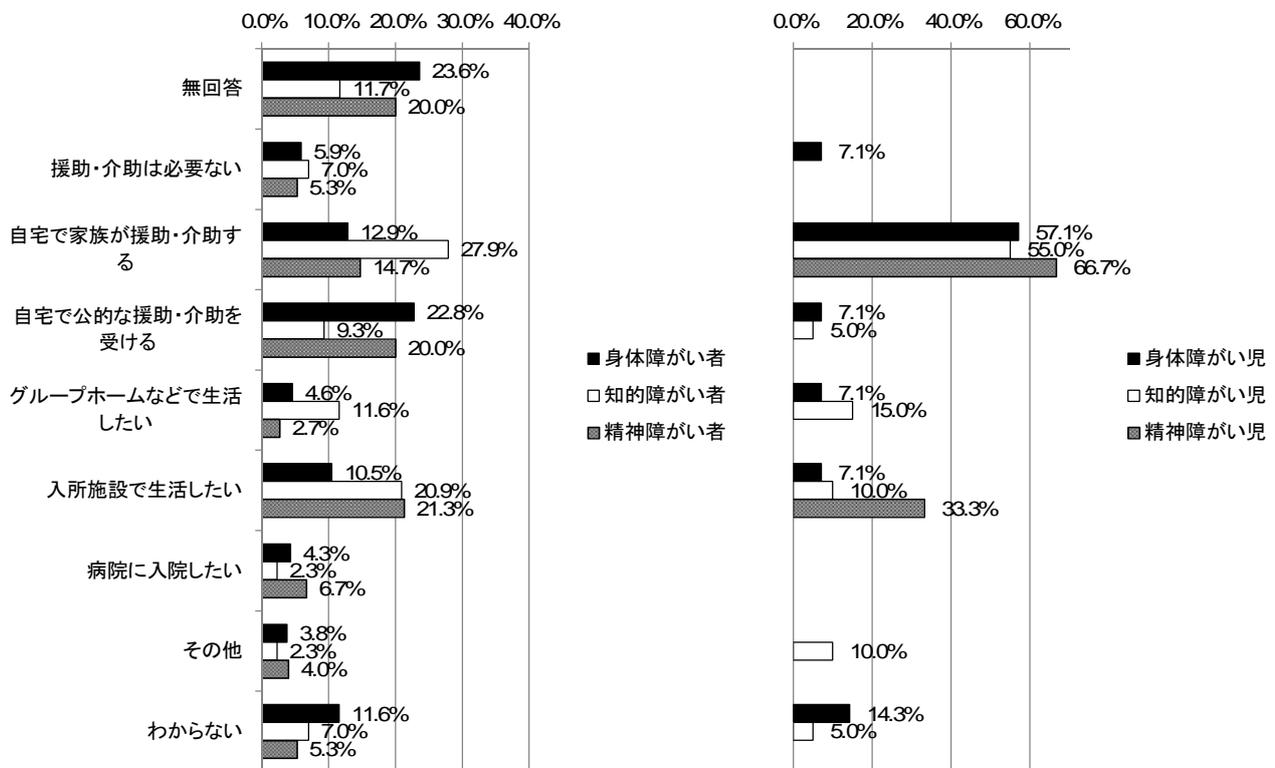
介助者が介助できない場合



(問24) 今後どのような援助・介助を希望しますか(主なもの1つに○)。

	無回答	援助・介助は必要ない	自宅で家族が援助・介助する	自宅で公的な援助・介助を受ける	グループホームなどで生活したい	入所施設で生活したい	病院に入院したい	その他	わからない	合計
身体障がい者	88 23.6%	22 5.9%	48 12.9%	85 22.8%	17 4.6%	39 10.5%	16 4.3%	14 3.8%	43 11.6%	372
知的障がい者	5 11.7%	3 7.0%	12 27.9%	4 9.3%	5 11.6%	9 20.9%	1 2.3%	1 2.3%	3 7.0%	43
精神障がい者	15 20.0%	4 5.3%	11 14.7%	15 20.0%	2 2.7%	16 21.3%	5 6.7%	3 4.0%	4 5.3%	75
身体障がい児	0 0.0%	1 7.1%	8 57.1%	1 7.1%	1 7.1%	1 7.1%	0 0.0%	0 0.0%	2 14.3%	14
知的障がい児	0 0.0%	0 0.0%	11 55.0%	1 5.0%	3 15.0%	2 10.0%	0 0.0%	2 10.0%	1 5.0%	20
精神障がい児	0 0.0%	0 0.0%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3

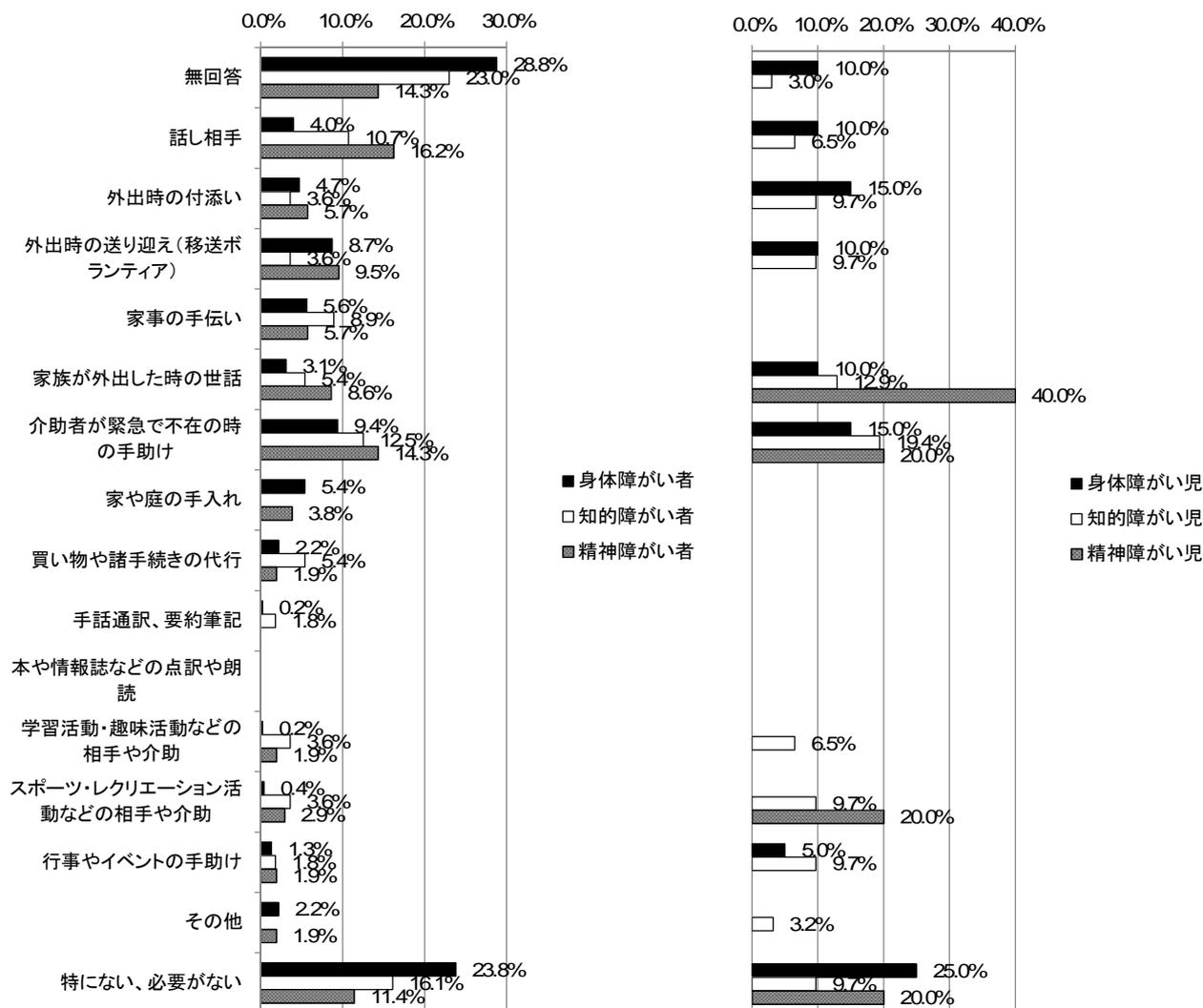
今後希望する介助



(問25) ボランティアに支援を頼んでいること、頼みたいことは何ですか(主なもの2つまで○)。

	無回答	話し相手	外出時の付添い	外出時の送り迎え(移送ボランティア)	家事の手伝い	家族が外出した時の世話	介助者が緊急で不在の時の手助け	家や庭の手入れ	買い物や諸手続きの代行	手話通訳、要約筆記	本や情報誌などの点訳や朗読	学習活動・趣味活動などの相手や介助	スポーツ・レクリエーション活動などの相手や介助	行事やイベントの手助け	その他	特にない、必要がない	合計
身体障がい者	127	18	21	39	25	14	42	24	10	1	0	1	2	6	10	106	446
知的障がい者	13	6	2	2	5	3	7	0	3	1	0	2	2	1	0	9	56
精神障がい者	15	17	6	10	6	9	15	4	2	0	0	2	3	2	2	12	105
身体障がい児	2	2	3	2	0	2	3	0	0	0	0	0	0	1	0	5	20
知的障がい児	1	2	3	3	0	4	6	0	0	0	0	2	3	3	1	3	31
精神障がい児	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	5
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	20.0%	

ボランティアに支援を頼んでいること、頼みたいこと

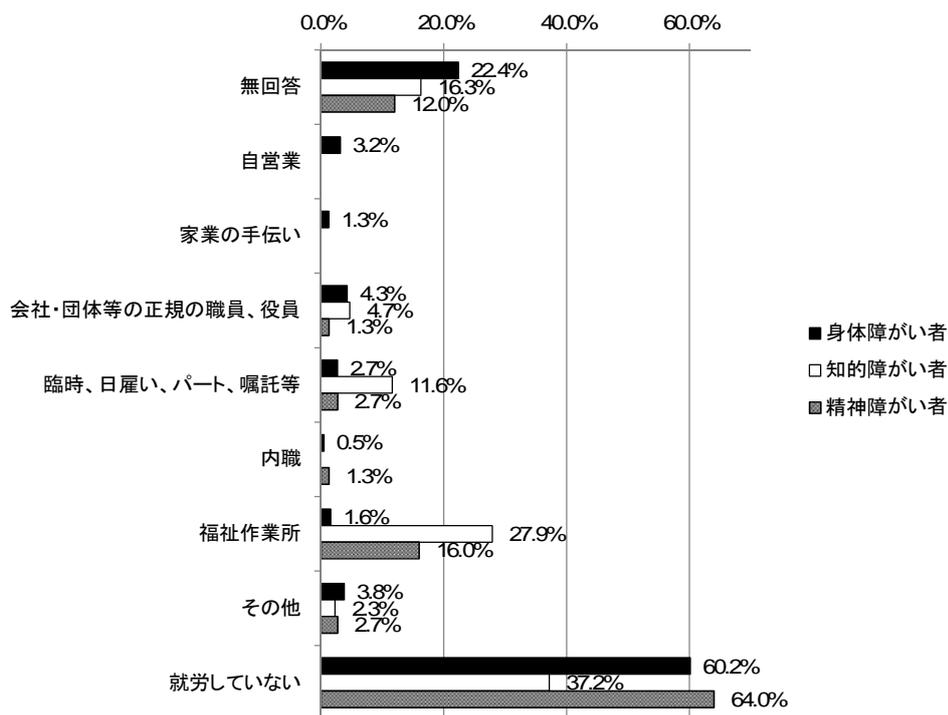


<障がい者項目>

(問26) あなたの働き方は次のどれでしょうか(1つに○)。

	無回答	自営業	家業の手伝い	会社・団体等の正規の職員、役員	パート、日雇い、嘱託等	内職	福祉作業所	その他	就労していない	合計
身体障がい者	83 22.4%	12 3.2%	5 1.3%	16 4.3%	10 2.7%	2 0.5%	6 1.6%	14 3.8%	224 60.2%	372
知的障がい者	7 16.3%	0 0.0%	0 0.0%	2 4.7%	5 11.6%	0 0.0%	12 27.9%	1 2.3%	16 37.2%	43
精神障がい者	9 12.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.3%	2 2.7%	1 1.3%	12 16.0%	2 2.7%	48 64.0%	75

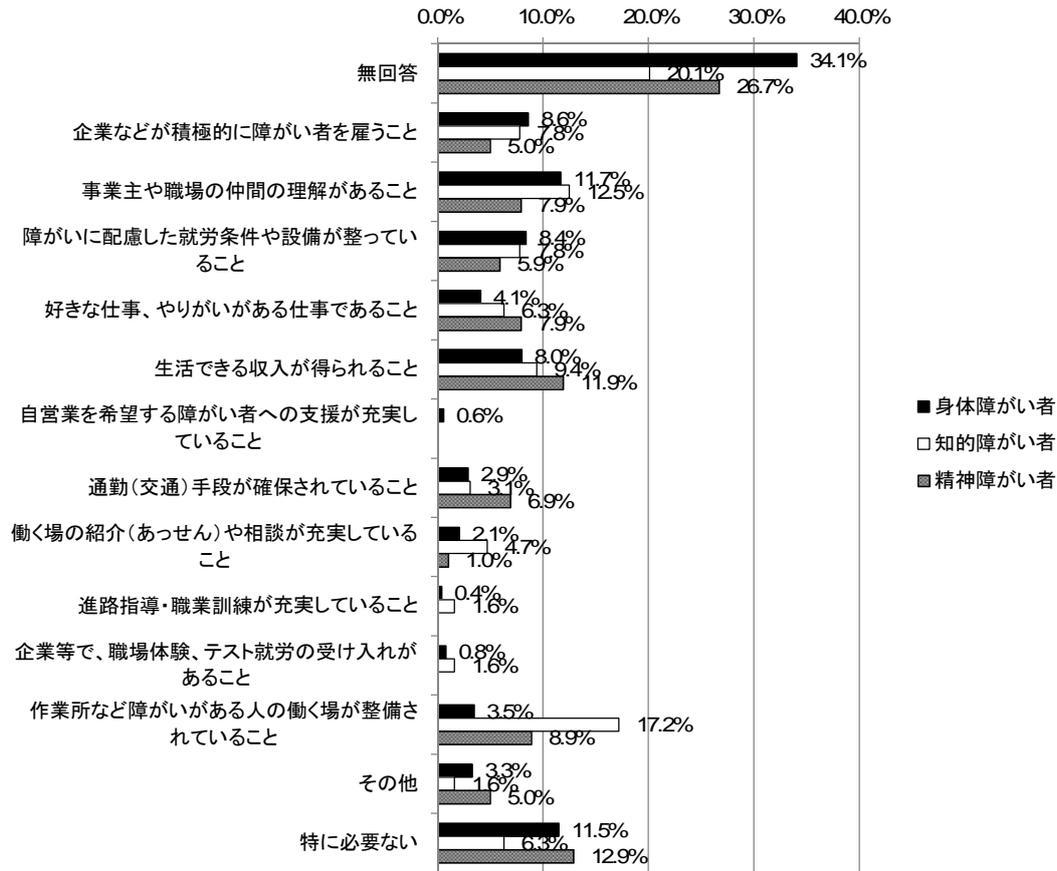
あなたの働き方



(問27) 働くうえで必要な条件は次のどれですか(主なもの2つまで○)。

	無回答	企業などが積極的に障がい者を雇うこと	事業主や職場の仲間の理解があること	障がい者に配慮した就労条件や設備が整っていること	好きな仕事、やりがいがある仕事であること	生活できる収入が得られること	自営業を希望する障がい者への支援が充実していること	通勤(交通)手段が確保されていること	働く場の紹介(あつせん)や相談が充実していること	進路指導・職業訓練が充実していること	企業等で、職場体験、テスト就労の受け入れがあること	作業所など障がいがある人の働く場が整備されていること	その他	特に必要ない	合計
身体障がい者	166 34.1%	42 8.6%	57 11.7%	41 8.4%	20 4.1%	39 8.0%	3 0.6%	14 2.9%	10 2.1%	2 0.4%	4 0.8%	17 3.5%	16 3.3%	56 11.5%	487
知的障がい者	13 20.1%	5 7.8%	8 12.5%	5 7.8%	4 6.3%	6 9.4%	0 0.0%	2 3.1%	3 4.7%	1 1.6%	1 1.6%	11 17.2%	1 1.6%	4 6.3%	64
精神障がい者	27 26.7%	5 5.0%	8 7.9%	6 5.9%	8 7.9%	12 11.9%	0 0.0%	7 6.9%	1 1.0%	0 0.0%	0 0.0%	9 8.9%	5 5.0%	13 12.9%	101

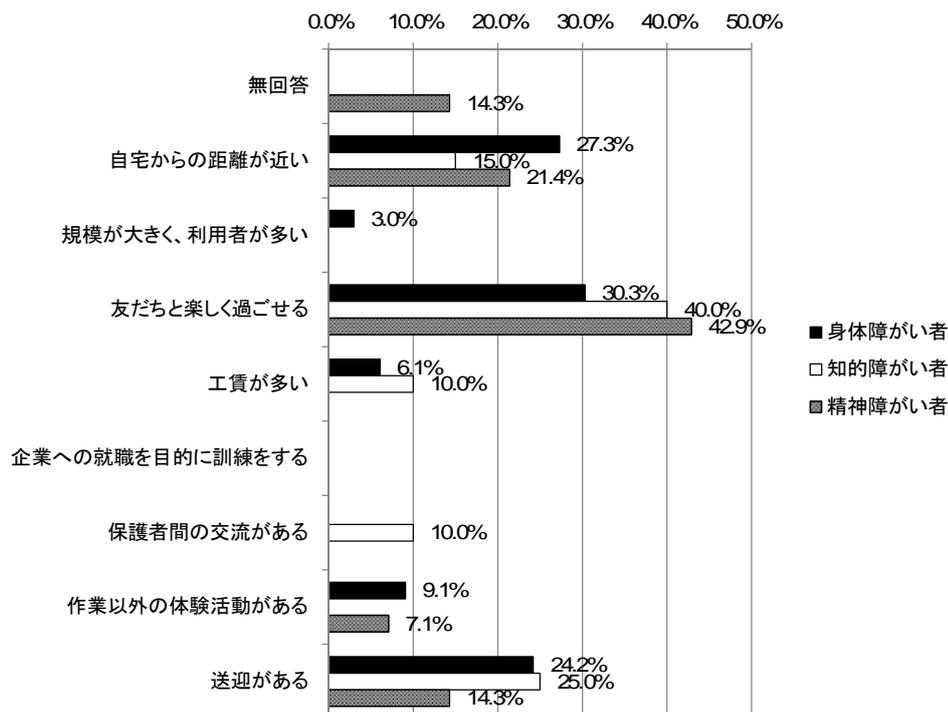
働くうえで必要な条件



(問28) 【問27で「作業所など障がいがある人の働く場が整備されていること」に○をつけた方】
どのような場が望ましいですか (優先すべきものを2つまで選択)

	無回答	自宅から近い距離が	規模が大きいく、利	友だちと楽しく過	工賃が多い	企業への就職を目的に訓練をする	保護者間の交流がある	作業以外の体験活動	送迎がある	合計
身体障がい者	0	9	1	10	2	0	0	3	8	33
	0.0%	27.3%	3.0%	30.3%	6.1%	0.0%	0.0%	9.1%	24.2%	
知的障がい者	0	3	0	8	2	0	2	0	5	20
	0.0%	15.0%	0.0%	40.0%	10.0%	0.0%	10.0%	0.0%	25.0%	
精神障がい者	2	3	0	6	0	0	0	1	2	14
	14.3%	21.4%	0.0%	42.9%	0.0%	0.0%	0.0%	7.1%	14.3%	

働く場として望ましいこと

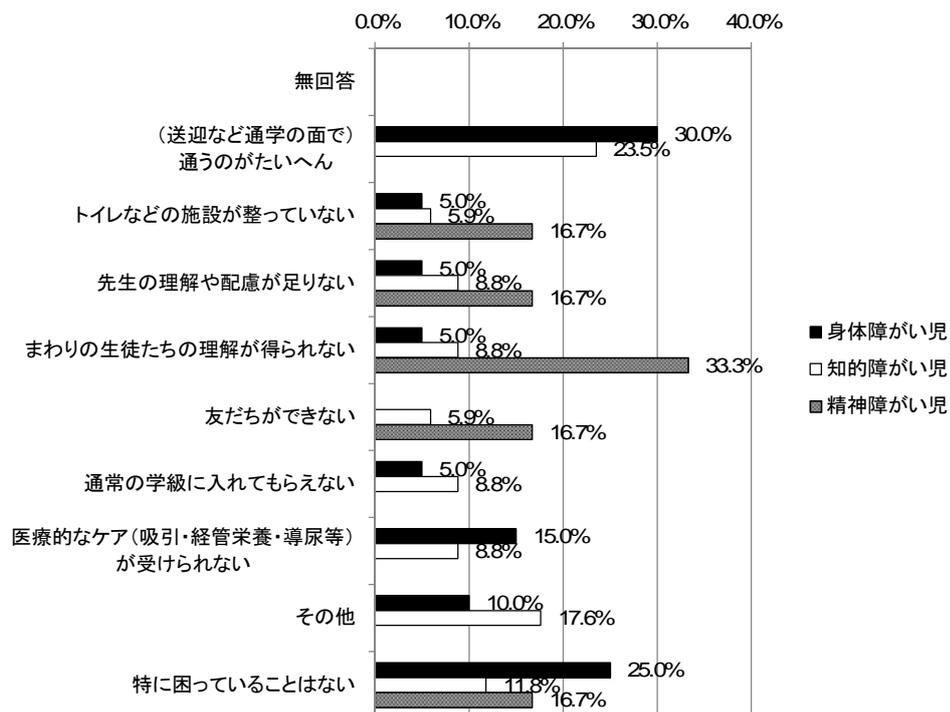


<障がい児項目>

(問29) 幼稚園・学校などに通っていて困ったこと、困っていることはありますか(あてはまるものすべてに○)。

	無回答	(送迎など通学の面で) 通うのがたいへん	トイレなどの施設が整っていない	先生の理解や配慮が足りない	まわりの生徒たちの理解が得られない	友だちができない	通常の学級に入れてもらえない	医療的なケア(吸引・経管栄養・導尿等)が受けられない	その他	特に困っていることはない	合計
身体障がい児	0	6	1	1	1	0	1	3	2	5	20
知的障がい児	0	8	2	3	3	2	3	3	6	4	34
精神障がい児	0	0	1	1	2	1	0	0	0	1	6
	0.0%	30.0%	5.0%	5.0%	5.0%	0.0%	5.0%	15.0%	10.0%	25.0%	
	0.0%	23.5%	5.9%	8.8%	8.8%	5.9%	8.8%	8.8%	17.6%	11.8%	
	0.0%	0.0%	16.7%	16.7%	33.3%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	

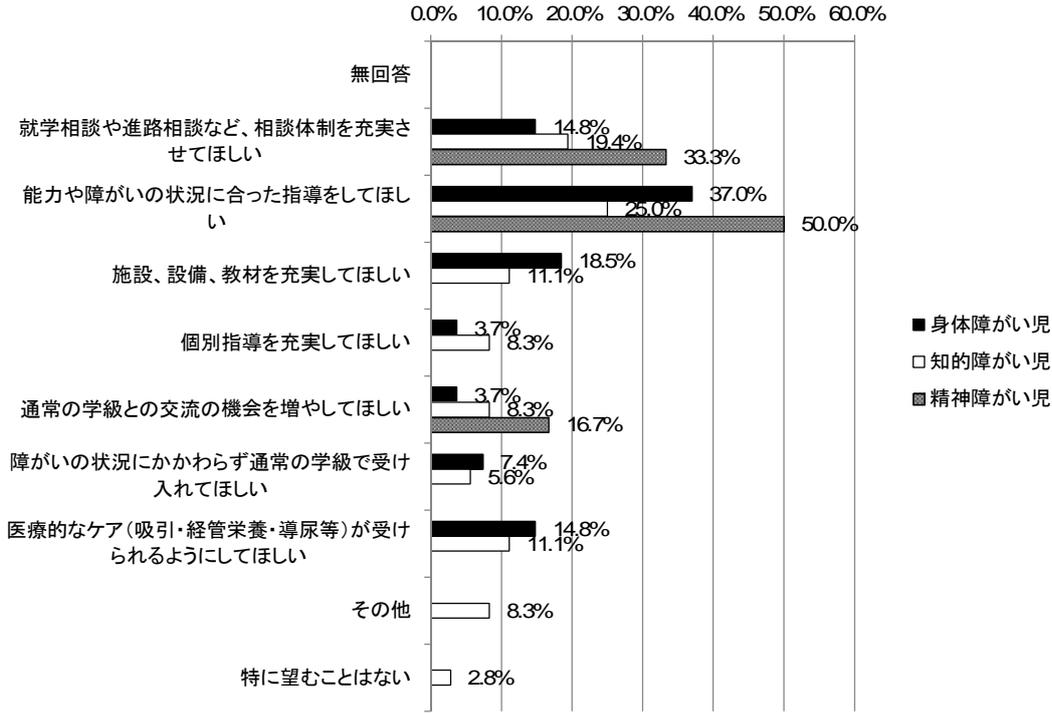
幼稚園・学校で困っていること



(問30) 幼稚園・学校に望むことはどのようなことですか (特に優先度の高いもの2つに○)。

	無回答	就学相談や進路相談など、相談体制を充実させてほしい	能力や障がいの状況に合った指導をしてほしい	施設、設備、教材を充実してほしい	個別指導を充実してほしい	通常の学級との交流の機会を増やしてほしい	障がいの状況にかかわらず通常の学級で受け入れてほしい	医療的なケア(吸引・経管栄養・導尿等)が受けられるようにしてほしい	その他	特に望むことはない	合計
身体障がい児	0 0.0%	4 14.8%	10 37.0%	5 18.5%	1 3.7%	1 3.7%	2 7.4%	4 14.8%	0 0.0%	0 0.0%	27
知的障がい児	0 0.0%	7 19.4%	9 25.0%	4 11.1%	3 8.3%	3 8.3%	2 5.6%	4 11.1%	3 8.3%	1 2.8%	36
精神障がい児	0 0.0%	2 33.3%	3 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6

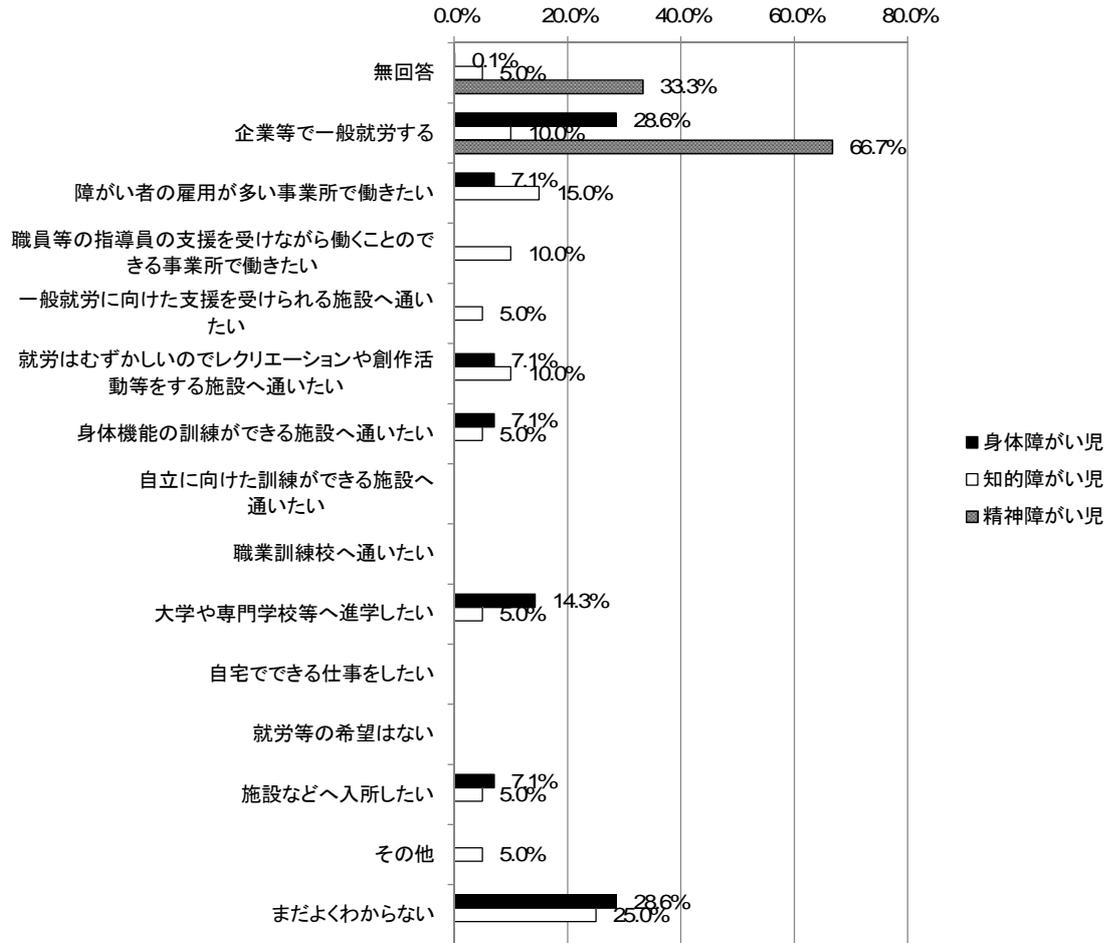
幼稚園・学校に望むこと



(問31) 将来、どのような進路を希望しますか (主なもの1つに○)。

	無回答	企業等で一般就労する	障がい者の雇用が多い事業所で働きたい	職員等の指導員の支援を受けながら働くことのできる事業所で働きたい	一般就労に向けた支援を受けられる施設へ通いたい	就労はむずかしいのでレクリエーションや創作活動等をする施設へ通いたい	身体機能の訓練ができる施設へ通いたい	自立に向けた訓練ができる施設へ通いたい	職業訓練校へ通いたい	大学や専門学校等へ進学したい	自宅でできる仕事をしたい	就労等の希望はない	施設などへ入所したい	その他	まだよくわからない	合計
身体障がい児	0 0.1%	4 28.6%	1 7.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 7.1%	1 7.1%	0 0.0%	0 0.0%	2 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 7.1%	0 0.0%	4 28.6%	14
知的障がい児	1 5.0%	2 10.0%	3 15.0%	2 10.0%	1 5.0%	2 10.0%	1 5.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.0%	1 5.0%	5 25.0%	20
精神障がい児	1 33.3%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3

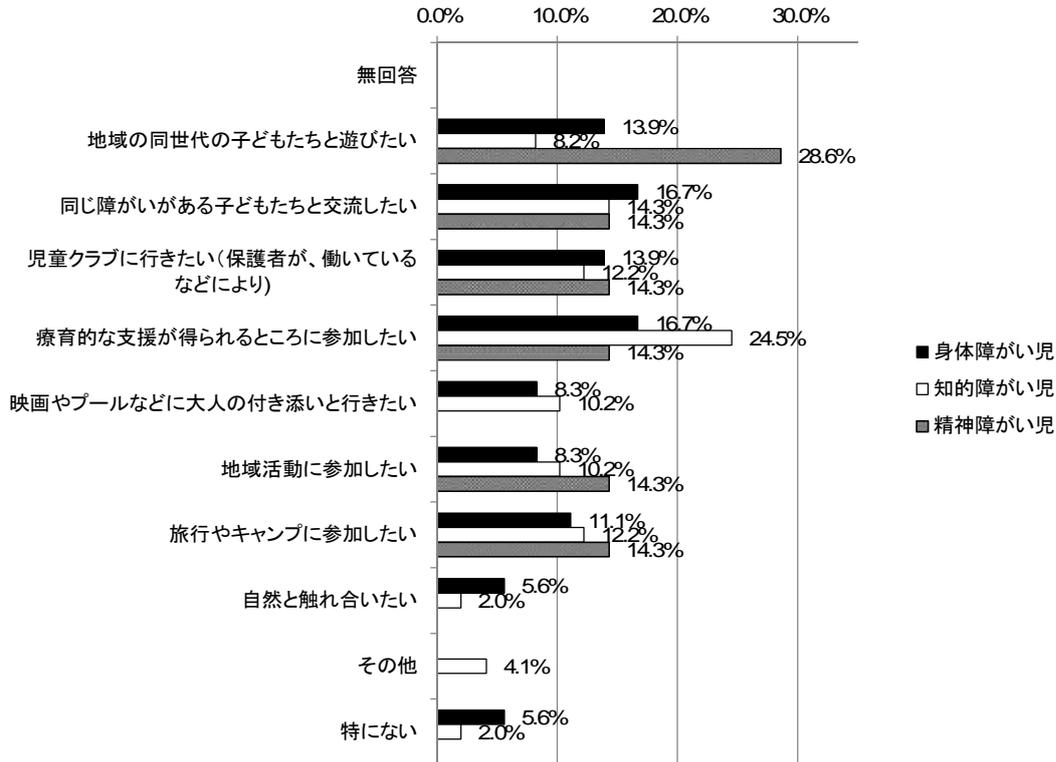
進路希望



(問32) 地域で次のようなことを希望しますか(あてはまるものすべてに○)。

	無回答	地域の同世代の子ともたちと遊びたい	同じ障がいがある子どもたちと交流したい	児童クラブに行きたい(保護者が、働いているなどにより)	療育的な支援が得られるところ	映画やプールなどに大人の付き添いで行きたい	地域活動に参加したい	旅行やキャンプに参加したい	自然と触れ合いたい	その他	特にない	合計
身体障がい児	0	5	6	5	6	3	3	4	2	0	2	36
知的障がい児	0	4	7	6	12	5	5	6	1	2	1	49
精神障がい児	0	2	1	1	1	0	1	1	0	0	0	7
	0.0%	13.9%	16.7%	13.9%	16.7%	8.3%	8.3%	11.1%	5.6%	0.0%	5.6%	
	0.0%	8.2%	14.3%	12.2%	24.5%	10.2%	10.2%	12.2%	2.0%	4.1%	2.0%	
	0.0%	28.6%	14.3%	14.3%	14.3%	0.0%	14.3%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	

地域で希望すること

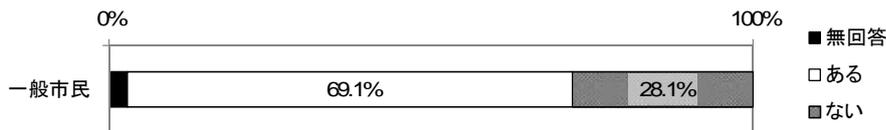


<一般項目>

(問33) まちの中や身近なところで障害のある人や高齢者が困っているときに、話しかけたり、手を貸したりしたことがありますか(どちらかに○)。

	無回答	ある	ない	合計
一般市民	9	226	92	327
	2.8%	69.1%	28.1%	

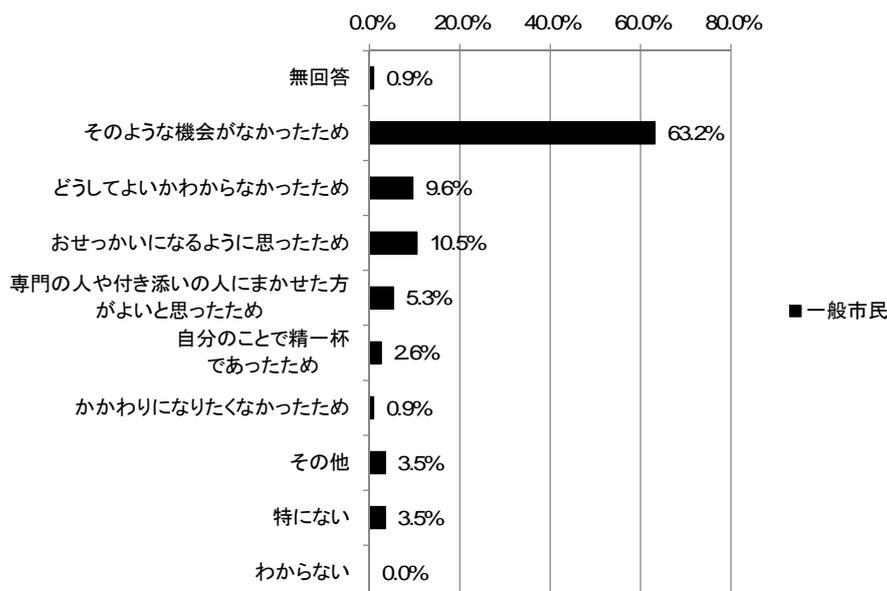
障がい者、高齢者への手助けの経験



(問34) 【問33で「ない」と答えた方】話しかけたり、手を貸したりしたことがないのはなぜですか(あてはまるものすべてに○)。

	無回答	そのような機会がなかったため	どうしてよいかわからなかったため	おせっかいになるように思ったため	専門の方がよき添いの人だと思っただけ	自分のことで精一杯であったため	かわりになりたくなかったため	その他	特にない	わからない	合計
一般市民	1	72	11	12	6	3	1	4	4	0	114
	0.9%	63.2%	9.6%	10.5%	5.3%	2.6%	0.9%	3.5%	3.5%	0.0%	

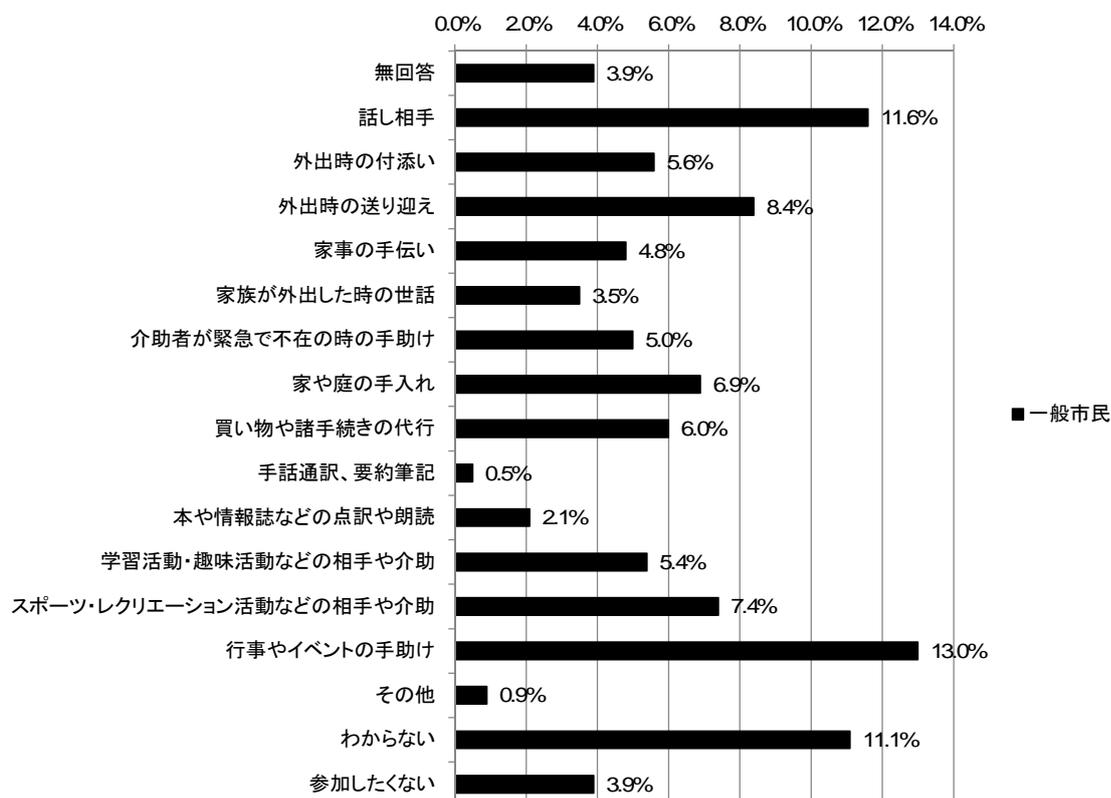
手助けしなかった理由



(問35) あなたが参加したいと思う福祉活動は次のうちどれですか(あてはまるものすべてに○)。

	無回答	話し相手	外出時の付添い	外出時の送り迎え	家事の手伝い	家族が外出した時の世話	介助者が緊急で不在の時の手助け	家や庭の手入れ	買い物や諸手続きの代行	手話通訳、要約筆記	本や情報誌などの点訳や朗読	学習活動・趣味活動などの相手や介助	スポーツ・レクリエーション活動などの相手や介助	行事やイベントの手助け	その他	わからない	参加したくない	合計
一般市民	26	77	37	56	32	23	33	46	40	3	14	36	49	86	6	74	26	664
	3.9%	11.6%	5.6%	8.4%	4.8%	3.5%	5.0%	6.9%	6.0%	0.5%	2.1%	5.4%	7.4%	13.0%	0.9%	11.1%	3.9%	

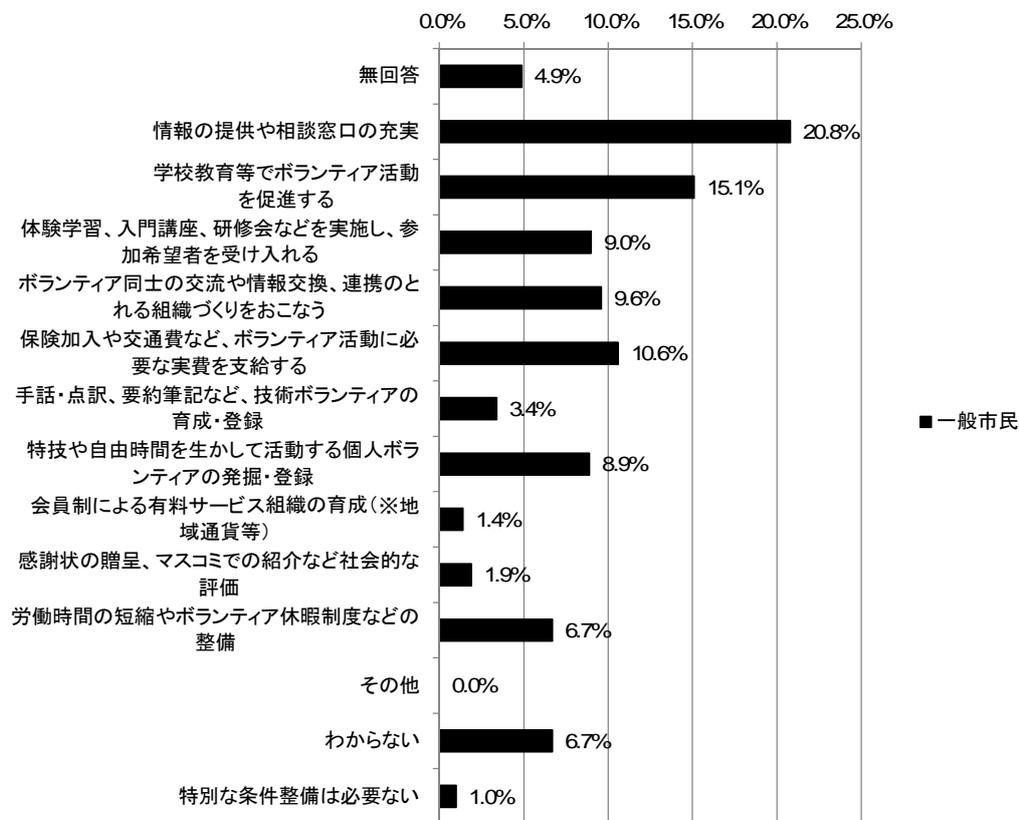
参加したいと思う福祉活動



(問36) 地域活動を活発にするためにはどのようなことが必要だと思いますか(主なもの3つまで○)。

	無回答	情報の提供や相談窓口の充実	学校教育等でボランティア活動を促進する	体験学習、入門講座、研修会などを実施し、参加希望者を受け入れる	ボランティア同士の交流や情報交換、連携のとれる組織づくりをおこなう	保険加入や交通費など、ボランティア活動に必要な実費を支給する	手話・点訳、要約筆記など、技術ボランティアの育成・登録	特技や自由時間を生かして活動する個人ボランティアの発掘・登録	会員制による有料サービス組織の育成(※地域通貨等)	感謝状の贈呈、マスコミでの紹介など社会的な評価	労働時間の短縮やボランティア休暇制度などの整備	その他	わからない	特別な条件整備は必要ない	合計
一般市民	33 4.9%	145 20.8%	105 15.1%	63 9.0%	67 9.6%	74 10.6%	24 3.4%	62 8.9%	10 1.4%	13 1.9%	47 6.7%	0 0.0%	47 6.7%	7 1.0%	697

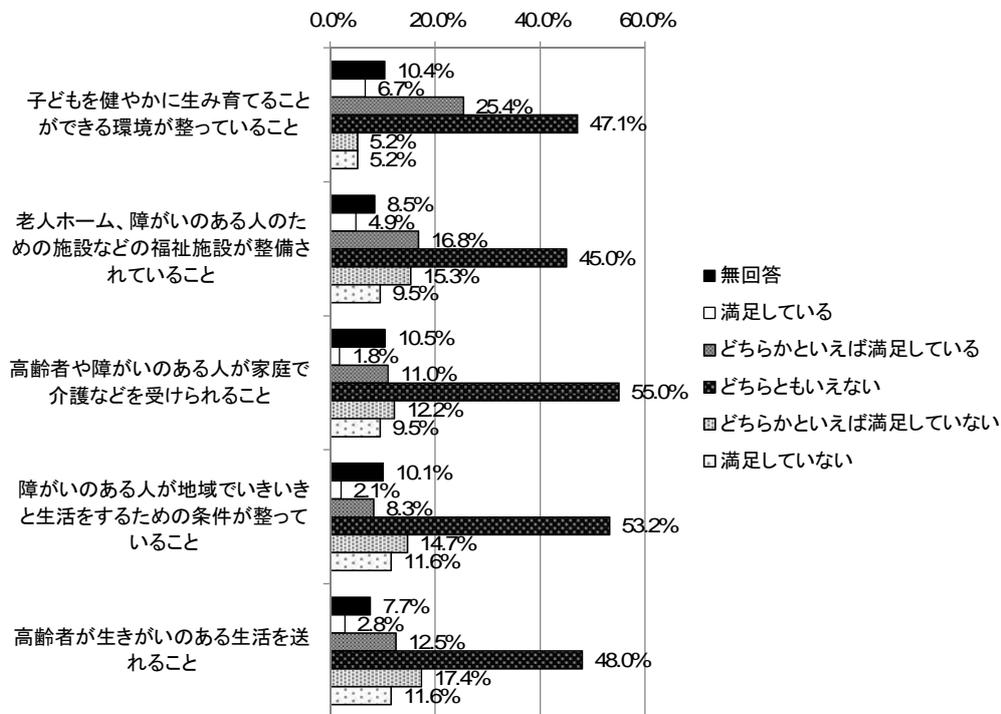
地域活動を活発にするために必要なこと



(問37) 苫小牧市での生活は、次のような項目についてどの程度満足ですか（それぞれ1つに○）。

一般市民	無回答	満足している	どちらかといえば満足している	どちらともいえない	どちらかといえば満足していない	満足していない	合計
子どもを健やかに生み育てることができる環境が整っていること	34 10.4%	22 6.7%	83 25.4%	154 47.1%	17 5.2%	17 5.2%	327
老人ホーム、障がいのある人のための施設などの福祉施設が整備されていること	28 8.5%	16 4.9%	55 16.8%	147 45.0%	50 15.3%	31 9.5%	327
高齢者や障がいのある人が家庭で介護などを受けられること	34 10.5%	6 1.8%	36 11.0%	180 55.0%	40 12.2%	31 9.5%	327
障がいのある人が地域でいきいきと生活をするための条件が整っていること	33 10.1%	7 2.1%	27 8.3%	174 53.2%	48 14.7%	38 11.6%	327
高齢者が生きがいのある生活を送れること	25 7.7%	9 2.8%	41 12.5%	157 48.0%	57 17.4%	38 11.6%	327

満足度調査



(問38) 市・道・国に望む障がい者施策など、ご自由にご意見をお書きください。

- 特別支援学級がどの学校にもできるようになってよかったと思う。支援を受けられる時間や内容等が薄いと感じるときもある。(子供に発達障害あり)・身体的な障害や内面的な障害があっても進学や就職に心配のない社会を望みます。てんかんをもっていますが、社会的な目が厳しいので将来が見えない気持ちになります。障害者には生きづらい世の中。施設のバリアフリー化が進んでいますが、社会の目のバリアフリー化はまだ進んでいない。(13歳、身体・精神障がい)
- ・平取養護学校ですが、ずいぶん老朽化されていますし、苦小牧から通っている児童が多いため苦小牧市内に養護学校を作ってください。今は通学に対し保護者がバスをチャーターしていると聞いています。市は通学バスを出すべきではないでしょうか。(7歳、身体・知的障がい)
- 福祉サービスについての相談機関は地元にもあるが、発達支援センターが利用したくてもエリア区分で該当するところが遠く近くに欲しいと思います。障害の特性を理解し保護者に適切なアドバイスや当事者への適した指導を行ってもらいたいと思います。就労前から後でも、保育園、小学校中学校等の先生にお世話になることは出来てもその在籍期間だけで点となってしまい支援が受けられません。また、学校卒業後の対応はどうなるのか、保護者として非常に現状に不安を抱いております。(14歳、知的障がい)
- 高齢の方の介護施設やデイサービスはたくさんありますが、障害児童の施設やデイサービスが少なすぎて困ります。家の子はまだ3才ですが、経管栄養のための管が鼻から入っており、同年代の子達と遊ばせたり、幼稚園や保育園の受入れが難しく兄弟としか遊ばせてあげられません。小学校も親と同伴で通わなくては行けないみたいですが、他の兄弟もいますし家事もあり、正直厳しいです。困っている親御さんもたくさんいらっしゃるかと思います。養護施設や養護学校、障害児デイサービスを充実させてください。本当に困っています。(3歳、身体・知的障がい)
- 母子で近くに親もいないため、何かあった時こまります。仕事もあるため、イベントなど(おまつり)参加が出来ないので代わりに連れて行ってくれるなどあれば子供も喜ぶます。(7歳、身体・知的障がい)
- 苦小牧市内にも障害者だけの高等学校を設立してほしいです。できるだけ早めにけんとうしてもらいたいです。障害者の持つ親は誰もが思うことだと思います。切実に考えてほしいです。(8歳、身体・知的障がい)
- 障害のある子を持つ親の皆さんだいたい将来の子供の行き先に不安を持ちながら育てています。この子に働く場はあるのか、親の亡きあとどうなるのだろうかと思って育てています。障害を持っているけれど自立して生活が出来るようになってほしいと思っています。(17歳、知的障がい)
- 知能遅れの子が私の勤め先にいますが、周りもみんなわかっているのに出来ない事に怒ったりする人もいて発達に障がいがあるということ結局どのようなものかわからない人がいます。その子にとってはただの苦痛でしかないと思うのですが、今一度会社に調査なりなんとかできないものかと思えます。そのような子を迎え入れている会社なのでたまに疑問に思えます。(41歳、一般)
- 障害者が前向きに生き生き暮らせるようにどんな方法、施設等、情報を広報、新聞、訪問等で知らせる事が必要だと思います。知っているようで知らない事が沢山あります。(72歳、一般)
- 仕事で障害を持っている方と働いています。まず市に望む事は車のマナーです。歩道の駐車や障害者専用駐車場に健常者が停めている事、他の市町村ではほとんどそうです。市民にもっと呼びかけ、マナーを守ってもらうことをしてください。小中学校に行くと、まず足の不自由な人が3階まで上るのははとでも大変です。(40歳、一般)
- 障害者と分けるのではなく、みんなと一緒に活動できるような優しい社会になってほしい。私も現在はまだ体に不自由は感じてはいないものの、いずれ老いていきます。地域においての高齢者の見守り、知的障害者への自立への手助け等できることはすぐにやっていただきたいです。(59歳、一般)
- 障害者にとって易しい、優しい施策は、引いては健常者にとっても、心地良いはずで。北欧並のレベルまで達成される事を望みます。(58歳、一般)
- 障害を持つ、持たないにかかわらず、誰にとっても住みよい社会であることを目指してほしいと思います。そのような視点で具体的な対策を考えてほしいと思います。(62歳、一般)
- 障害者が安心して暮らせるように、たとえば(障害者が)病院、買い物(スーパー)バス、電車等が気軽に利用できる所がふえるとうれしいです。(56歳、一般)
- 私は障がい者ではありませんが、自分がもし車いす生活になったら一人で出ること不安があると思います。道路の小さなくぼみひとつで転倒した時、だれが手を貸してくれるでしょう？道路側にころんだら事故に遭いそうです。ひきこもりになり社会生活が困難です。視覚・聴覚障がい者などの疑似体験を中学・高等の学習の中で経験しみんながいつか自分になるかもしれないと思うことが必要だと思う。どの機関かわかりませんが、子供の頃からの福祉への参加を考えてほしい。(58歳、一般)
- 障がい者と接する事がなかったので正直に言うと偏見があります。本当に困っている人がいるのもわかりますが、手を貸していいのかわかりません。学生の頃からもう少し障がい者と接する事があったら考え方もちがっていたのかなと思います。ボランティア活動等の情報などもなかなか耳に入りにくいです。(39歳、一般)

- 冬の除雪が十分に行われていない。自分の周囲にも一人暮らしの方がいますが今は自分が気がつけば行ってやっていますが、今後どうなるかわかりません。老人ホームや障害施設への入居に時間がかかるのもなるべく早く入居できるようにしてほしい (65歳、一般)
- 企業などで障がい者を受け入れるところもあるようですが、一部では形だけの受け入れで（表向きだけ）登録していればOK的な所も少なくない様な気がします。障がい者が社会において生き生きと働ける様に実態調査を行って障がい者の本音を聞いてみるのも必要ではないでしょうか。企業のイメージアップのためだけに登録されている事があるとすれば福祉の活性化も望めないと思います。 (53歳、一般)
- 障害者の方が苦小牧にどれだけいらっしゃるかわかりませんが、表に出て堂々と健常者と変わらない生活を送られる様に地域のボランティア活動を活発化していかなければ道一国を動かすなど全くできないと思います。市議会等で話し合いをするだけで実際の市民に届かないなど無意味な事はせず子供から教育を発信するなどの実現可能な小さなことから行って頂けるよう期待します。P.S私はボランティアにとっても興味がありますが、どこにどのよう働きかければよいかさえわからず数年が経ちます。 (43歳、一般)
- ・子供を健やかに生み育てることができる環境が整っていることについては、今71歳なので意見感想はいえない。・老人ホームについては、興味を持っています。病気になったら出されるその時80歳～90歳になってひとりで次の入居する施設を現実はどう探せるのかどうか、死ぬまで生活できる老人ホームは少ないしあるのかどうか不安。デイサービスやショートステイの施設は増えていると思う。入居したあと苦小牧ではないけれど、老人虐待の話が新聞、テレビ等で放映されると恐いです。夫婦どちらか一人になったらホーム入居の道しか残っていないのです、一人娘からも見れないと言われてます。障害者とか呼ぶのではなく皆同じ人です。でも、どこか体が不自由なことがあっても、外出したり旅行したりショッピングをしたい時に出来れば良いと思います。医療費や介護等今まで通りにしてほしい。お金持ちの老人は一握りだとおもいます。皆歳はとりいつか老人になります。先も十分にないのでささやかな幸せが良いです。少子化に協力した一人娘の三人の孫たちに私のささやかな国民年金がなくなっていくます。何とか夫婦の通院代だけは残していますが。 (71歳、一般)
- 障害とはそこに壁があるからで、環境を整えその壁をなくせば障害はそこからなくなります。苦小牧には特別学級がありますが、養護学校がないです。必要としている子供はたくさんいます。特に親元から幼児教育を受けることが出来る施設などがあると良いと思う。福祉の町と言っている町はたくさんありますが、本当に市全体が福祉の町として成長していければすべての市民が住みやすい町なるのではないのでしょうか。 (44歳、一般)
- 苦小牧市は東西に細長い地域であり、公共交通機関で移動するのは大変難しい。バスなど大型ではなく中型か小型化し、路線を細かく動きもよくすれば買い物などで苦労している障害者、高齢者も利用しやすくなり地域経済も活性化すると思う。特に高齢者が多いと思われる。しらかば町から西側、錦岡までに対しては有効であると思います。 (50歳、一般)
- 高齢者の交通事故が多いのです。私の母も事故で亡くしましたのでスーパーや交通量の多い所には横断歩道を作って欲しいと思います。ドライバーのためにも横断歩道を設置してもらいたいと思います。・苦小牧はとても住みやすい街なので高齢者や障害者にももっと住みやすい所にして欲しいと思います。・市役所、市民会館のトイレを札幌市のように洋式トイレを増やしてもらいたいです。まだ若いですが、足が悪くてしゃがむことが出来ない人がトイレで困ることが多いのでお願いしたいと思います。 (56歳、一般)
- 3つの基本方針早期実現期待します。 (67歳、一般)
- 首都圏で生活していたころ、JRや地下鉄に乗るつえをついた障がい者をよく見かけ、何か手助けすることはないか、よく声をかけました。当市では車いすの人をときどき見ますが、つきそいがいたり、電動だったり、手伝う場面がなく、安心します。 (58歳、一般)
- 障がい者を支える介護者が高齢である時代なため、そういった方達を支援し、過ごしやすい社会づくりが重要だと感じます。 (33歳、一般)
- 障がい者の方から、外食したいけれどトイレが少ないとお聞きした事があります。食堂などが障がい者用のトイレを設ける場合、補助金が出るなどの制度があれば、もっとトイレが増えるのではないのでしょうか。 (65歳、一般)
- 「障がい者の身になって考える」なかなか自分の身になってみないと気がつかないものだと思います。バリアフリーの工事やエレベーターの設置などがすぐに浮かびますが、健常者がちょっとした時間を見つけて力を貸すボランティア登録などがあればいいと思います。町内会でもいいし、市が窓口になってもいい様な。自然と花壇の草を取ったり、荷物を持ったり、ドアを開けてあげたり、「余計なお世話」かな…と思わない、「やってよかった」という空気に町がなれるといいと思います。 (53歳、一般)
- 福祉施設も数多く有りますが施設に入居するのが人数が多くてなかなか入居できず空き待ちの状態ですので、何とか改善策はないのでしょうか？ (65歳、一般)
- 障害者本人が高齢に伴い、家族も同様のため面倒を見られなくなった（見られる人がいない等）時の相談窓口及びその時点での処置、施設はどのようなところがあるのか、その対応策を考えていただきたい。 (69歳、一般)

- 仕事ができる場所の提供や生きがいを持てる活動の参加ができる場を考えて欲しいです。高年齢者、障害のある方がどんどん外へ出ていろいろな活動に参加するためにはやはりボランティアの協力を募り家族や金銭的な負担も軽減できるように働きかけて欲しいです。駅前道り中心部に福祉の集う休憩所みたいなところがあると良いとおもいます。雨の日でもそういった場所があればお弁当がたべられます。又災害時の避難場所、高年齢者や障害のある方を優先で入れる所。医療がすぐ受けられるAEDや酸素の用意など。(50歳、一般)
- 小学校で障害を持つ人たちは特別学級でしたが、その子ども達と障害のない普通学級の子どもたちがもっと触れ合いを持つ時間を作ることが出来ないのか、と思います。子供のころに障害者を受け入れられる事が出来れば大人になってからも自然に手を差し伸べたりボランティアに参加したり、関心を持ち続けることが出来るのではと思います。(40歳、一般)
- 駅の広い階段の片側をエスカレーターにして欲しいです。(67歳、一般)
- 障害を持った方だけでなく、老人や病気（難病等）などで立場の弱い方に住みやすい市になってほしいです。サービスなどを受けたくても経済面で苦しい思いをしている方達がたくさんいて本当に必要な場所に救いをさしのべるべきでないでしょうか。町内会ごとなどでもっと思いやりを持ち孤独な思いをされている方を救って頂きたいと考えます。(38歳、一般)
- 障害を持つ子供達がいきいきと遊べる大きな公共施設（遊び場、運動場、おもちゃ、ゲーム、本などを充実させて）を作ってもらいたいと思います。様々な体験ができる施設をぜひ作ってほしいと思います。小学校や中学校に行っても放課後や休日集える場所もぜひ作ってほしいです。又、障害児やその家族、又、一人暮らしの高年齢者が孤立しない街づくりを目指してほしいと思います。「支え合う街」を目指してほしいです。(49歳、一般)
- 家族が相談しやすい情報機関が少しでも多くほしいと思います(80歳、一般)
- 障害者にも多種多様ですが視覚障害、聴覚障害、身体障害軽度、中度、重度、重複、知的障害、精神障害など、まだまだ私の知らない障害の有る方々に個々に合わせた福祉サービスが可能になるのか、サービス提供も日々アップしていると思われませんがノーマライゼーションの考えが一般的にどこまで浸透しているのかきもんです。私自身、福祉関係の仕事に従事していますが、職員として働いている方でも障害に理解できず辞めていく人が多いです。障害の二文字はすごく重いです。ぜひぜひ、1人1人の障害の有る方々に幸せだと感じられる社会に成って欲しい物です。(60歳、一般)
- 障害者の仕事場が全く受け入れてくれない所があるので、もう少し理解があっても良いと思います。障害者の学生（高校生3年）の職場体験できないです。(49歳、身体・知的障がい)
- 病院、スーパー、市役所などで障害者の駐車場があっても、いつも満車でなかなか思う様に駐車できません。用事があって出かけても大変不便です。元気のいい人が駐車していたり、若者が駐車したりと個人のマナーの悪さが目立ちます。いつの日か障害者の人が安心して出かけ駐車できる日がくるのを待っています。(74歳、身体障がい)
- 現在は夫の支えと一人でも動いていられるのですが、この先、夫に先立たれたり、身体がもっと不自由になった時の事を考えると心身、生活…等々…諸々と不安な事ばかりです。重度になった時のサポートは色々あるのですが、軽度でも辛い事はたくさんあります。もっと気軽に色々な事が話せたり、聞けたりする場所があったらと思います。専門知識は勿論ですが、人として形式だけではなく心ある対応を節に願います。(55歳、身体障がい)
- 苦小牧は障害者（車イス）用のトイレが少ないので公園、店舗、病院等に設置してほしいです。(68歳、身体障がい)
- 私は市外から来た者ですが買い物に行った時店にある駐車場の障がい者の車の停める場所に一般者がほとんど停めています。市役所の駐車場もです。あまりにマナーが悪いのでおどろきました。私の以前居た所とはずいぶん違います。どうにかならないのでしょうか。(39歳、身体障がい)
- 入所できる施設を増やしてほしい。お年寄りの施設ばかり多いような気がするが、障がい者を受け入れてくれるところを増やしてほしい。障がい者にもやさしく手をさしのべてほしい。相談できる窓口を増やして色々と話ができるようになればいい。(30歳、知的障がい)
- 緊急時公的サービスに空きがない場合の対策(79歳、身体障がい)
- 学生時代に、地方の学校へ子供をやり、卒業して地元に戻り現在は親元から施設へ通所していますが、親として心配なことは親が亡くなってからの子供の生活です。親が望むことは人の助けをかりてでの自立です。しかし苦小牧にはその場がとても少ないです。いろいろな地域を見学していると、苦小牧の遅れを目の当たりにすることも確かにあります。それでも地元にと考えると、もっと、行き場を増やしてもらいたい。老人の施設はどんどん増えるのに障害者になるとあまりにも少なすぎます。親はみな苦小牧に期待をしています。(19歳、身体・知的障がい)
- 市の書類は文字を出来るだけ大きく濃く、又紙質も表面が光らない物にしてほしいです(67歳、身体・精神障がい)
- 障害（心の病気も含む）に対する偏見が今だにあるので理解する人たちをもっと増やして欲しいです。(39歳、精神障がい)

- 苫小牧には身体障害者療護施設があることは知っていますが、交通便が悪いので自家用車がない人にはとても困ります。苫小牧駅前とか交通の便が良いところに身体障害者施設をぜひ作ってもらいたいと思います。お願いします。広い場所はいくらでもあると思います。(62歳、身体障がい)
- 障がいをもって働いている人も体の不自由さを抱えながら頑張っていると思います。それには税金の面で軽くすることが望ましいと思います。そして諸施設の利用料金を軽減望みます。これからも何卒よろしく願いいたします。(65歳、身体障がい)
- 療育手帳に限らず精神手帳にも札幌などの道南バスの運賃割引をしてほしい。(JR他)作業所職員に資格がない方が多いので研修制度もふくめて勉強した上で資格をとるなり(障がい者のことをへんけんな目でみている方もいるので)きびしくしてほしい。職員がちゃんとしていないので…。(27歳、その他障がい)
- 車イスでの移動時のスロープが足りてない様な気がします。障害者に対する理解もまだまだだと思います。高齢者の施設もまだ足りてません。介護する側が安心してあずけられる病院、施設があると助かります。(91歳、身体障がい)
- ・スロープに手すりはついているのですが、すぐそばの階段(2~3段)に手すりが付いていない。・病院と薬局の入り口が離れている。特に冬、外に出なければならず、障害者が薬を受け取りづらい。・身障者の駐車場と病院、公的機関の入り口が離れている。杖をついている方にご配慮をお願いしたいと思っております。(61歳、身体障がい)
- 高齢化してくるとどんどん障害者が増えてきます。障害者を増やさない、遅らせるためには高齢者を家に引きこもらせないことだと思います。町内会などが高齢者を集める施策が必要で、市、国はそれを援護することだと思います。(81歳、身体障がい)
- ・介護士の方々の経済的(給与の増)を望む ・苫小牧福祉のまちづくり推進計画の実行が私たち障がい者の大きなささえとなり生きがいと成ります。(67歳、身体障がい)
- 私は幸いにも職に就くことができ、働くことの意欲もありますので、大変ですが楽しいです。ですが、障がいを持ちながらも働きたいと思悩んでいる方はまだまだたくさんいます。障がいがあるから他に頼らなければならない。ではなくで、何が出来るのかとしんげんに相談を受けてくれる施設の情報を広めてくれたら…それだけでも意欲は出てくるのではと思います。自分も障がい者ですが、これから働こうとする人に出会うと、“がんばれ”と応援したくなります。(54歳、身体障がい)
- 誰もが障がい者になりたくて生まれてくるのではないでしょう。また時としてまさか自分が障がい者の立場になろうとは思ってもみないことだと感じます。が、現実には年々障がい者の数は増える傾向にあるのではないのでしょうか。生まれる前の段階から、また、この世に生を受けてから基礎的な体造りのための食育教育や強い肉体を伴う健全な精神教育などにもっともっと力を入れてほしいと願うこのごろです。(69歳、身体・精神障がい)
- 現在の高齢者、障がい者対策について今の制度での医療費・介護費の助成等受け手はおりますが、ゴミの有料化と来年度は又、消費税増税、諸々と物価の上昇が少しずつ上がってきており、高齢、障がい者にとって日々の生活に支障をきたしつつあります。どうか高齢、障がい者、切捨てにならないようにしっかりとした施策をお願いいたします。少子対策も大事だが、限られた年金生活で老々介護で大変です。(82歳、身体障がい)
- ・地域、町内のボランティア(人・活動)の充実を望む ・社協(福祉事業者)の連携、市外に出たときに連携プレーがあればと思う(69歳、身体障がい)
- 将来、親が亡くなったりしたとき、頼れる場所があればいいと思います。(30歳、精神障がい)
- 一人暮らしの家へ訪問(82歳、身体障がい)
- 障がい者が自立して働くことは豊かな社会の象徴だと思います。自分が役立っている、人のために生きているという思いを共有できるための施策を強く望みます。大変なこととは思いますが、知恵を絞って光を当ててください。(59歳、身体障がい)
- 優先順位をつけると私たちのことは最後のほうに考えられているように感じます。だれでも年をとります。病気や事故等で障害をもつ身となるかもしれないので、弱者対策ではなく人間の幸福対策を望んでいます。安心できる生涯を送りたいのです。市役所の正面入口に行くまでの間に障害者PKの所から手すりがあるととても楽になります。点字ブロックはありますが、足の不自由な方にも歩きやすいようになってたらうれしくなります。(63歳、身体障がい)
- 福祉のまちづくり、また、障害者計画の基本理念として掲げていることの素晴らしさを実感します。実現のためによりしくお願いします。(63歳、身体障がい)
- 私はてんかんという病気を患っていますが、未だに偏見があるのか仕事に就いてもなかなか言えないでいます。もし実現できるのであれば、少しでも偏見が減るように取り組み等実施していただけたらなと感じます。長い時間はかかるかと思いますが。(23歳、精神障がい)
- 長く働ける仕事があれば良いと思います。本人の短所を理解してくださる仕事、できれば定年まで働ける仕事があれば社会保健と1人で生きていける環境があれば少しのアドバイス親が死んでも生きていけるように話し相手がいればいいと思います。(24歳、知的障がい)

Ⅲ 公共的施設の整備と福祉のまちづくり

1 苫小牧市福祉のまちづくり条例（平成14年条例第10号）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 福祉のまちづくりに関する基本的施策（第6条—第14条）

第3章 公共的施設等に係る措置

第1節 公共的施設に係る措置（第15条—第26条）

第2節 公共的車両等及び住宅に係る措置（第27条・第28条）

第4章 苫小牧市福祉のまちづくり推進会議（第29条）

第5章 雑則（第30条）

附則

すべての人々が安心して快適な日常生活を営み、等しく社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる地域社会の実現は、私たち市民の共通した願いである。

このような社会を実現するためには、高齢者、障害者等の社会参加を困難にしている建物等の構造上の障壁、偏見等の意識上の障壁その他日常生活又は社会生活における様々な障壁を取り除き、誰もが自らの意思で自由に行動し、社会参加することができる環境を創り上げる必要がある。

私たちは、高齢者、障害者等の積極的な社会参加を可能とするための福祉のまちづくりが、同時にすべての市民にとって暮らしやすいまちづくりになるとの認識の下、共に力を合わせて福祉のまちづくりを推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、福祉のまちづくりに関し、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、市の基本的施策について必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりを推進し、もって市民の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）高齢者、障害者等 高齢者、障害者、妊産婦その他の者で日常生活又は社会生活において行動上の制限を受けるものをいう。
- （2）公共的施設 病院、百貨店、ホテル、飲食店、学校、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。
- （3）公共的車両等 一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車その他これらに類するものをいう。
- （4）公共的施設等 公共的施設、公共的車両等及び住宅をいう。

（市の責務）

第3条 市は、福祉のまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 市は、福祉のまちづくりに関し、市民及び事業者の意見を反映するため必要な措置を講じるよう努めるものとする。

3 市は、自ら所有し、又は管理する公共的施設等について、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようその整備に努めるものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら所有し、又は管理する公共的施設等について、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようその整備に努めるとともに、市が実

施する福祉のまちづくりに関する施策に協力する責務を有する。

2 事業者は、その使用する従業員等が福祉のまちづくりに関する活動に積極的に参加できるよう必要な配慮に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら積極的に福祉のまちづくりを推進するよう努めるとともに、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力する責務を有する。

第2章 福祉のまちづくりに関する基本的施策

(施策の基本方針)

第6条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) すべての市民がその果たすべき役割を認識しつつ、自主的かつ積極的に福祉のまちづくりに取り組むよう意識の高揚を図ること。

(2) 市、事業者及び市民が相互に協力し、及び連携し、一体となって福祉のまちづくりに取り組むこと。

(推進計画)

第7条 市長は、前条の基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画（以下「推進計画」という。）を策定しなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 福祉のまちづくりに関する長期的な施策の目標

(2) 福祉のまちづくりに関する施策の基本的事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策の推進を図るために必要な事項

3 市長は、推進計画を策定するに当たっては、苫小牧市福祉のまちづくり推進会議の意見を聴かなければならない。

4 市長は、推進計画を策定したときは、速やかに、当該推進計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(学習の推進)

第8条 市は、福祉のまちづくりについて、市民及び事業者が理解を深め、これらの者による活動が促進されるよう、福祉のまちづくりに関する学習を推進するため必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第9条 市は、市民及び事業者の福祉のまちづくりに関する活動の促進に資するため、福祉のまちづくりに関する情報を適切に提供するものとする。

(技術的な助言等)

第10条 市は、福祉のまちづくりに関する取組を支援するため、技術的な助言、助成その他の必要かつ適正な措置を講じるよう努めるものとする。

(防災上の配慮)

第11条 市は、高齢者、障害者等に関し、災害時における安全性を確保するため必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(調査、研究等)

第12条 市は、福祉のまちづくりに関する施策を効果的に推進するため、調査、研究その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、福祉のまちづくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(国及び北海道等との連携等)

第14条 市長は、福祉のまちづくりのために広域的な取組を必要とする施策については、国及び北海道その他の地方公共団体（この条において「国及び北海道等」という。）と連携して、その推進に努めるとともに、必要に応じて国及び北海道等に対し、制度の改善その他の必要な措置を講じるよう要請するものとする。

第3章 公共的施設等に係る措置

第1節 公共的施設に係る措置

(基礎的基準)

第15条 市長は、公共的施設の出入口、廊下、階段、昇降機、便所、駐車場、歩道、園路その他の不特定かつ多数の者の利用に供する部分（以下「出入口等の部分」という。）の構造及び設備に関し、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備するために必要な基準（以下「基礎的基準」という。）を定めなければならない。

2 前項の基礎的基準は、規則で定める。

(基礎的基準の遵守)

第16条 公共的施設を所有し、又は管理する者は、当該公共的施設を基礎的基準に適合させるよう努めなければならない。

(公共的施設の新築等の届出)

第17条 公共的施設（規則で定める公共的施設を除く。以下この条から第20条まで及び第22条において同じ。）の新築（用途を変更して公共的施設とする場合を含む。）若しくは新設又は基礎的基準に係る部分の増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替（以下「新築等」という。）をしようとする者は、当該工事に着手する前に、規則で定めるところにより、当該工事の内容を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出の内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、当該変更に係る工事に着手する前に、規則で定めるところにより、当該工事の内容を市長に届け出なければならない。

(指導及び助言)

第18条 市長は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る公共的施設の新築等の内容が基礎的基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(指示)

第19条 市長は、第17条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る公共的施設のうち規則で定めるものの新築等の内容が基礎的基準に著しく適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指示をすることができる。

2 市長は、第17条の規定による届出をした者が当該届出の内容と異なる工事をしたと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指示をすることができる。

3 市長は、公共的施設の新築等をしようとする者が第17条の規定による届出をせずに工事に着手したと認めるときは、その者に対し、当該届出をすべきことを指示することができる。

(報告及び立入調査)

第20条 市長は、前条の規定の施行に必要な限度において、第17条の規定による届出をした者又は同条の規定による届出をせずに工事に着手した者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、公共的施設若しくはその工事現場に立ち入り、基礎的基準への適合状況について調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第21条 市長は、第19条第2項若しくは第3項の規定による指示に従わない者又は前条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者があるときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表しようとする者に弁明の機会を与えなければならない。

(既存の公共的施設の適合状況の報告等)

第22条 市長は、必要があると認めるときは、既存の公共的施設を所有し、又は管理する者に対し、当該公共的施設における高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置の状況について報告を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、当該報告をした者に対し、基礎的基準を勘案して、必要な指導及び助言をすることができる。

(誘導的基準)

第23条 市長は、第15条に定めるもののほか、公共的施設の出入口等の部分の構造及び設備に関し、誘導的基準を定めなければならない。

2 前項の誘導的基準は、規則で定める。

(適合証の交付)

第24条 市長は、公共的施設が基礎的基準又は誘導的基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、基礎的基準又は誘導的基準に適合していることを証する証票を交付するものとする。

(機能の維持等)

第25条 公共的施設を所有し、又は管理する者は、基礎的基準又は誘導的基準に適合している部分の機能を維持するよう努めなければならない。

2 何人も、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備された公共的施設の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

(国等に関する特例)

第26条 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体（以下「国等」という。）については、第17条から第21条まで及び第22条第2項の規定は、適用しない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、公共的施設の新築等をしようとする国等に対し、当該公共的施設の基礎的基準への適合状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 市長は、第22条第1項又は前項の規定による報告があったときは、当該報告をした国等に対し、必要な要請を行うことができる。

第2節 公共的車両等及び住宅に係る措置

(公共的車両等に係る措置)

第27条 公共的車両等を所有し、又は管理する者は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置を講じるよう努めなければならない。

(住宅に係る措置)

第28条 住宅を供給する者は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる住宅の供給に努めなければならない。

第4章 苫小牧市福祉のまちづくり推進会議

(福祉のまちづくり推進会議)

第29条 市長の附属機関として、苫小牧市福祉のまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、市長の諮問に応じ、推進計画の策定及び変更並びに福祉のまちづくりに関する基本的事項について調査審議するほか、福祉のまちづくりに関し、市長に意見を述べることができる。

3 推進会議は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、福祉のまちづくりに関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (抄)

(施行期日等)

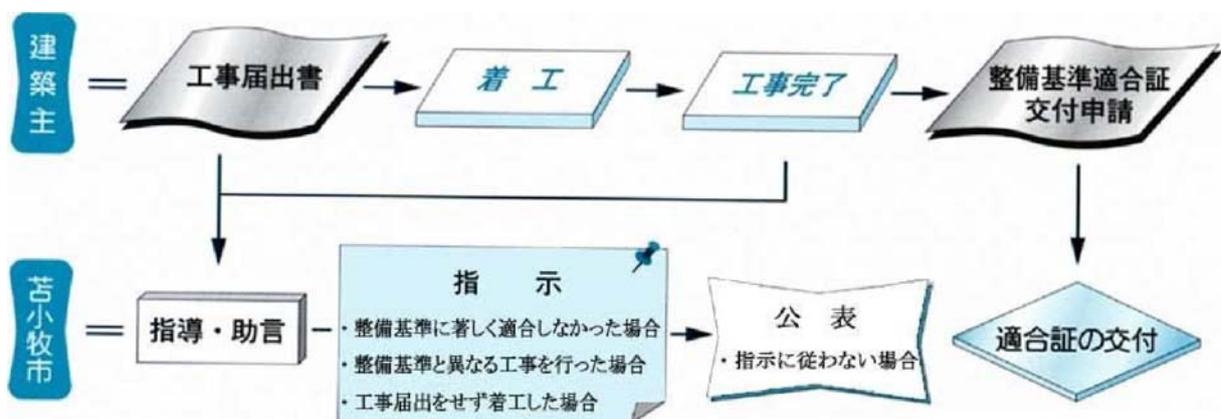
1 この条例は、平成14年6月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に北海道福祉のまちづくり条例（平成9年北海道条例第65号）第19条の規定による届出をした公共的施設については、第17条の規定は、適用しない。

2 対象となる「公共的施設」

建築物	<ul style="list-style-type: none"> ■ 病院又は診療所 ■ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ■ 集会場又は公会堂 ■ 展示場 ■ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ■ ホテル又は旅館 ■ 老人福祉施設、児童福祉施設、障害者支援施設、母子福祉施設、保健センター その他これらに類するもの ■ 遊技場又は体育館、水泳場、ボーリング場その他のスポーツ施設 ■ 博物館、美術館又は図書館 ■ 公衆浴場 ■ 飲食店 ■ 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類する サービス業を営む店舗 ■ 一般公共の用に供される自動車車庫 ■ 公衆便所 ■ 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物 ■ 学校（専修学校及び各種学校を含む。）その他これに類するもの ■ 事務所 【※届出は2,000㎡以上】 ■ 共同住宅又は寄宿舎（5戸（室）未満のものを除く。） ■ 地下街その他これに類するもの
公共交通機 関の施設	<ul style="list-style-type: none"> ■ 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する施設で旅客の乗降 又は待合いの用に供するもの
道路	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（自動車 のみの交通の用に供する道路を除く。）
公園	<ul style="list-style-type: none"> ■ 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園 ■ 遊園地、動物園、植物園その他これらに類するもの
路外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ■ 駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場 で建築物以外のもの（国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるものを除く。） 【※届出は1,000㎡以上】

3 手続の流れ



4 基準の内容

(下線部分を含むと誘導的基準になります。)

整備基準		整備基準	
屋外への出入口	<ul style="list-style-type: none"> 幅は80(90)センチ以上 主要な出入口の幅120cm以上(1以上自動扉) 戸は自動扉又は車いす使用者が円滑に開閉、通過できる構造 段を設けない 戸のガラスは安全な材質とし視覚障害者の衝突防止に配慮 	敷地内の通路	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜路等(屋外) 廊下等の傾斜路の構造に準拠。ただし、勾配は1/15以下(消融雪装置を設けていない場合は1/20以下) 道路へ至る1以上の通路に視覚障害者用床材を敷設又は音声誘導装置を設置 主要な出入口に接する部分に屋根、ひさし、消融雪装置等を設置 排水溝には杖や車いすのキャスター等が落ちない構造の蓋の設置
室の出入口	<ul style="list-style-type: none"> 幅は80(90)センチ以上・戸は自動扉又は車いす使用者が円滑に開閉、通過できかつ閉鎖時に廊下等に突出しない構造 戸のガラスは安全な材質とし視覚障害者の衝突防止に配慮 	エスカレーター	<ul style="list-style-type: none"> 乗降口に固定手すりを設置 乗降口に注意喚起用床材を設置
廊下等	<ul style="list-style-type: none"> 滑りにくい仕上げ・段を設ける場合は階段に準拠 幅は120(180)cm 高低差がある場合は、傾斜路及びその踊場又は車いす使用者特殊構造昇降機を設置・壁面に突出物を設けない 休憩用設備の設置 エレベーター等の出入口に接する部分は水平 病院、老人施設等に手すり設置 視覚障害者用床材の敷設(受付等まで)、又は音声誘導装置を設置 傾斜路及び踊場 <ul style="list-style-type: none"> 幅は120(150)cm以上(段併設は90(120)cm以上) 勾配は1/12以下、手すりを設ける(両側) 高さ75cm以内ごとに踏面150cm以上の踊場を設置 滑りにくい仕上げ 廊下等と色や明度差で識別しやすい、注意喚起用床材を敷設、側柵、地覆を5m以上の立ち上げ 	洗面所	<ul style="list-style-type: none"> ぬれても滑らない仕上げ・車いす使用者用洗面器を1以上設置 1以上の洗面器に手すり、円滑に操作できる水栓を設置
階段	<ul style="list-style-type: none"> 幅150cm以上(共同住居、寄宿舎を除く)、け上がり16cm以下、踏面30cm以上・手すりを設ける(両面) 回り段としない・滑りにくい仕上げ・色や明度差で識別しやすく、つまづきにくい構造 注意喚起用床材を敷設・側柵、地覆を4cm以上の立ち上げ 	浴室脱衣室	<ul style="list-style-type: none"> [病院、ホテル、老人福祉施設等、公衆浴場] 1以上を次の構造とする <ul style="list-style-type: none"> 出入口幅80(90)cm以上、戸は円滑に開閉、通過できる段を設けない、必要に応じ手すり等を(適切)に設置 戸のガラスは安全な材質とし視覚障害者の衝突防止に配慮 ぬれても滑りにくい仕上げ、円滑に操作できる水栓を1以上設置
昇降機	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が2,000㎡以上の建築物に設置 主たる出入口、廊下等の近くに設置し、1以上を次の構造とする 床面積は1.83(2.09)㎡以上・出入口幅は80(90)cm以上奥行き135cmで車いすが転回できる形状 かご内に階の表示装置、音声案内装置を設置 乗降口ビームは幅、奥行きともに150(180)cm以上とし注意喚起用床材を敷設する・かご内に手すりを設置 ※学校、共同住居は基準が一部異なる 	シャワー室更衣室	<ul style="list-style-type: none"> [老人福祉施設等、スポーツ施設] 1以上を次の構造とする <ul style="list-style-type: none"> 出入口幅80(90)cm以上、車いす使用者が円滑に開閉、通過できる構造、段を設けない、必要に応じ手すり等を(適切)に設置 ぬれても滑りにくい仕上げ、円滑に操作できる水栓を1以上設置
便所	<ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者用便所を1以上設置(広さ、腰掛便座、手すり等の配慮)当該階便所数[200以下(×1/150)以上、220超(1/100+2)以上]・出入口幅は80cm以上、戸は円滑に開閉、通過できる構造・ぬれても滑りにくい仕上げ 手すりを備えた床置き小便器がある便所を1以上設置 段を設けない・出入口に表示 	客室	<ul style="list-style-type: none"> [ホテル、旅館] 1以上を次の構造とする <ul style="list-style-type: none"> 広さを確保し、手すりを適切に設置 聴覚障害者の円滑な利用に配慮
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 出入口近くに車いす使用者用駐車施設を設置 台数を確保[220以下(×1/50)以上、200超(×1/100+2)以上] 幅は350cm以上 場内通路幅は120(180)cm以上(敷地内通路の基準の上段3つの構造に準拠) 車いす使用者用の表示 排水溝には杖や車いすのキャスター等が落ちない構造の蓋の設置 	観覧席客席	<ul style="list-style-type: none"> [劇場等、集会場、スポーツ施設] 車いす使用者用席を1以上設置 車いす使用者用席に至る通路を次の構造とする。 <ul style="list-style-type: none"> 段を設けない 高低差がある場合は廊下等の傾斜路の構造に準拠 車いす使用者用席の床は水平 車いす使用者用席の幅は90cm以上、奥行き110(120)cm以上 劇場には聴覚障害者用の補聴装置を1以上設置
敷地内の通路	<ul style="list-style-type: none"> ぬれても滑りにくい仕上げ 段を設ける場合は階段の構造に準 建物出入口から道路又は駐車場に至る通路 <ul style="list-style-type: none"> 幅は120(180)cm以上(共同住居、寄宿舎を除く) 高低差がある場合は、傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設置 	屋内の公衆電話	<ul style="list-style-type: none"> 1以上を次の構造とする <ul style="list-style-type: none"> 出入口幅80(90)cm以上、戸は円滑に開閉、通過できる構造 段を設けない 電話台は車いす使用者が円滑に利用できる高さ、構造 難聴者、視覚障害者が円滑に利用できる電話機を設置 必要に応じファックスを設置
		カウンター記載	<ul style="list-style-type: none"> 1以上を車いす使用者が円滑に利用できる高さ
		案内標示	<ul style="list-style-type: none"> 高さ、文字の大きさ、表示内容に配慮・必要に応じ点字表示 病院、銀行、公共交通機関の施設で呼び出しを行うものは聴覚障害者の円滑な利用に配慮
		改札口・レジ通路	<ul style="list-style-type: none"> 1以上を次の構造とする <ul style="list-style-type: none"> 幅は80(90)cm以上・段を設けない・滑りにくい仕上げ
		券売機	<ul style="list-style-type: none"> 1以上を車いす使用者が円滑に利用できる高さ 車いす使用者が円滑に利用できる高さ 視覚障害者の円滑な利用に配慮(構造、誘導用床材等)
		授乳場等	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ授乳、おむつ替えのできる場所を設け、ベビーベッドを設置・出入口に表示

※この他公共交通機関の施設(建築物を除く)、道路、公園、路外駐車場などの基準が定められています。

5 適合証

基礎的基準	誘導的基準
 <p>苦小牧市福祉のまちづくり条例</p> <p>適合証</p> <p>苦小牧市</p> <p>苦小牧市福祉のまちづくり条例第15条の基礎的基準に適合した公共的施設について、この適合証を交付します。</p>	 <p>苦小牧市福祉のまちづくり条例</p> <p>適合証</p> <p>誘導的基準</p> <p>苦小牧市</p> <p>苦小牧市福祉のまちづくり条例第23条の誘導的基準に適合した公共的施設について、この適合証を交付します。</p>

第2期苫小牧市福祉のまちづくり推進計画
第3期苫小牧市障がい者計画
(平成26年2月)

発行：苫小牧市保健福祉部 社会福祉課
〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号
Tel：0144（32）6356
<http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/>



この計画書は スノードロップ・クローバー
障がい者就労支援事業所「就労支援センター Snowdrop・Clover」で印刷しました